

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和4年3月10日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第10号所管分-----	3
(生活環境部所管分)	
補足説明(生活環境部長)	
質疑(光好博幸委員、増永和起委員、森西正委員)	
散会の宣告-----	68

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和4年3月10日(木) 午前10時 5分 開会
午後 4時55分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 香川良平 副委員長 水谷 毅 委員 南野直司
委員 森西 正 委員 増永和起 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
生活環境部長 松方和彦 保健福祉部長 野村眞二
同部理事 平井貴志 生活環境部参事兼自治振興課長 丹羽和人
同部参事兼産業振興課長 吉田量治 同部参事兼環境業務課長 安田信吾
市民課長 森口雅志 文化スポーツ課長 松本泰洋
農業委員会事務局長 辻 稔秀 環境政策課長 山本和憲
環境センター長 三浦佳明

1. 出席した議会事務局職員

事務局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 織田裕太

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 令和4年度摂津市一般会計予算所管分
議案第10号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第15号)所管分
議案第 4号 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第13号 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第24号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 8号 令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7号 令和4年度摂津市介護保険特別会計予算
議案第14号 令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第 6号 令和4年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算

議案第17号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分

(午前10時5分 開会)

○香川良平委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長

○森山市長 おはようございます。

委員の皆様にはお忙しいところ、本日は民生常任委員会をおもちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、先日の本会議で当常任委員会に付託されました案件につきましてご審査を賜わります。何とぞ、慎重審査の上ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○香川良平委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、水谷委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○香川良平委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時6分 休憩)

(午前10時7分 再開)

○香川良平委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

本2件のうち、議案第10号所管分については補足説明を省略し、議案第1号所管分について補足説明を求めます。

松方生活環境部長。

○松方生活環境部長 議案第1号摂津市一般会計予算のうち、生活環境部に係ります主な事項につきまして目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。30ページ、

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料はコミュニティプラザや別府コミュニティセンター、文化ホール、体育施設などの使用料でございます。

32ページ、目3衛生使用料のうち、生活環境部に係るものは斎場使用料及び葬儀会館使用料などでございます。

項2手数料、目1総務手数料のうち、生活環境部に係るものは、戸籍手数料、住民票手数料及び印鑑証明手数料などございます。

34ページ、目2衛生手数料のうち、生活環境部に係るものは、狂犬病予防注射済票交付手数料、一般廃棄物焼却手数料及びし尿処理手数料などございます。

38ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち、戸籍住民基本台帳費補助金は個人番号カード交付事務などに係る補助金でございます。

目4商工費国庫補助金はマイナポイント事務費補助金で、マイナポイント受付事務に係る補助金でございます。

42ページ、項3委託金、目1総務費委託金のうち、戸籍住民基本台帳費委託金は中長期在留者に係る住居地届出等事務に係る委託金でございます。

44ページ、款16府支出金、項2府補助金、目1、総務費府補助金のうち、権限移譲交付金はNPO法人の設立認証等及び旅券発給事務の権限移譲に係る交付金でございます。

46ページ、目3衛生費府補助金のうち、生活環境部に係るものは、所有者不明動物死体処理交付金、公害対策及び浄化槽の設置等に関する事務に対する権限移譲交付金でございます。

48ページ、目4農林水産業費府補助金

のうち、農業委員会費補助金は農業委員会に係る農業委員会交付金でございます。また、農業振興費補助金は農業地域力創造推進事業費補助金及び多面的機能支払交付金でございます。

目5 商工費府補助金は消費生活相談に係る地方消費者行政活性化交付金などでございます。

50 ページ、項3 委託金、目1 総務費委託金のうち、戸籍住民基本台帳費委託金は人口動態調査に係る事務委託金でございます。

款17 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入のうち、生活環境部に係るものは摂津市商工会への建物貸付収入でございます。

54 ページ、款19 繰入金、項2 基金繰入金、目3 環境基金繰入金は環境関連事業に対する環境基金からの繰入金でございます。

目4 墓地管理基金繰入金は市営墓地の管理経費に充当するために繰り入れるものでございます。

56 ページ、款20 諸収入、項3 貸付金元利収入、目2 中小企業事業資金融資預託金収入は市内の金融機関に預託しております元金収入でございます。

項4 雑入、目2 雑入のうち、生活環境部に係ります主なものは、窓口番号案内システム広告掲載料、文化ホール入場料、市民農園利用料、南千里丘分室入居者負担金、ペットボトル拠出金などでございます。

続きまして、歳出でございます。

76 ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目6 都市交流費は都市及び国際交流に係る経費のほか、多言語相談に係る委託料などでございます。

82 ページ、款2 総務費、項1 総務管理

費、目13 自治振興費は地区振興委員への報償金、摂津まつり振興会補助金、地域活性化事業補助金などでございます。

目14 文化振興費は市民ルームや文化ホールの管理運営に係る指定管理料及び音楽祭運営委託料、文化振興計画策定に係る支援業務委託料などでございます。

84 ページ、目15 コミュニティプラザ費はコミュニティプラザの管理運営に係る指定管理料や外壁修繕に係る設計委託料及び市民活動支援センターの解体撤去工事費などでございます。

目16 コミュニティセンター費は(仮称)味生コミュニティセンターの基本設計に向けた他市の先進事例を視察するための旅費や、別府コミュニティセンターの管理運営に係る指定管理料などでございます。

92 ページ、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費は戸籍住民基本台帳事務に係る経費や窓口業務の委託料などでございます。

100 ページ、項7 保健体育費、目1 保健体育総務費はスポーツ推進委員活動事業に係る委員報酬などでございます。

102 ページ、目2 体育振興費は摂津ふれあいマラソン大会やトップアスリートを招聘するアスリートスポーツ教室開催等に係る委託料及び地区市民体育祭実施に係る補助金などでございます。

目3 体育施設費は市内体育施設の管理運営に係る指定管理料や体育館の空調設備設置工事費などでございます。

130 ページ、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目4 環境衛生費は動物死体処理及び衛生害虫等の駆除に係る委託料などでございます。

目5 公害対策費は地盤沈下1級水準測量及び水質及び大気の測定・分析、自動車

騒音の分析評価等の委託料などがございます。

132ページ、目6環境政策費はエネルギー日記やグリーンカーテンコンテスト等の地球温暖化対策に係る委託料などがございます。

目7斎場費は斎場及び葬儀会館の管理運営に係る指定管理料などがございます。

目8墓地管理費は市営墓地3か所の清掃に係る経費でございます。

134ページ、項2清掃費、目2塵芥処理費はごみ及び再生資源の収集運搬等に係る委託料のほか、一般廃棄物の広域処理に伴う工事請負費や施設整備費負担金などがございます。

136ページ、目3し尿処理費はし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理に係る経費などがございます。

目4環境センター費は修繕料や環境センター運転管理委託業務委託料等、焼却施設の運転維持管理に係る経費でございます。

138ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は農業委員会運営に係る経費で、農業委員会委員報酬などがございます。

140ページ、目3農業振興費は農園管理指導委託料、農業振興会補助金、花とみどりの補助金及び農業祭実行委員会などがございます。

144ページ、款6商工費、項1商工費、目2商工振興費はビジネスサポートセンター業務委託料、企業立地奨励金及びスクラッチカード交付金などがございます。

目3消費対策費は消費生活相談ルームにおける相談業務及び消費者啓発に係る経費などがございます。

以上、令和4年度摂津市一般会計予算の

うち、生活環境部に係ります歳入歳出予算の補足説明とさせていただきます。

○香川良平委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 まず、歳入に関しましては予算書、歳出は予算概要で質問させていただきます。質問の順番は、部署ごとに行います。

自治振興課から四つございます。まず、質問1、補正予算の29ページ、自治振興費の地域活性化事業補助金です。600万円の減額をされておりました。コロナ禍で自治会活動が停滞しているとお察ししますけれども、令和3年度の活動実績を踏まえて減額されている理由についてお聞かせください。

質問番号2、予算概要の20ページ、国際交流事業において外国語相談業務委託料が8万円ですけど計上されておりました。主要事業一覧には多文化共生の推進に向けて多言語相談を実施するとありましたけれども、改めて内容についてお聞かせください。

続きまして、質問3です。予算概要28ページ、コミュニティプラザ管理事業です。このコミュニティプラザ等外壁修繕設計委託料が562万9,000円の計上をされておりました。これも主要事業一覧に記載がありまして、コミュニティプラザの外壁修繕に係る実施設計を行うと記載がございましたけれども、改めて内容についてお聞かせください。

続きまして、質問番号4、予算概要28ページ、市民活動支援事業です。市民活動支援センターの解体撤去工事設計委託料が136万4,000円、管理委託料115万円、解体撤去工事で772万2,00

0円、これは関連してることだと思いたすけれども、内容についてまずはお聞かせいたさきたいと思いたす。

続きたして、市民課です。8点ございたす。質問番号5です。予算書です。33ページ、衛生使用料として斎場使用料が1,708万2,000円計上されておいたして、前年度は1,501万9,000円でした。増額されておいたすので、その理由と、斎場の近年の利用状況についてもあわせてお聞かせいたさければと思いたす。

質問番号6です。予算書39ページ、個人番号カード交付事業費補助金が前年度は3,129万7,000円計上されてたんですけども、令和4年度には記載がない。また、個人番号カード交付事務費の補助金が5,452万6,000円計上されてたすけれども、これが前年度より大幅に減額されてたすので、まずはそれぞれの理由についてお聞かせいたさきたいと思いたす。

質問番号7です。予算書の59ページです。窓口番号案内システム広告掲載料が今回初めて145万2,000円計上されてるかと思いたす。別途、説明も受けておいたすけれども、2月から導入しててシステムかと思いたすが、改めてその仕組みについてまずはお聞かせいたさきたいと思いたす。

質問番号8、予算概要34ページ、戸籍事務事業において戸籍システム改修委託料が694万円計上されておいたした。まずは内容についてお聞かせください。

質問番号9、予算概要34ページ、証明書交付等事業です。手数料が140万4,000円で、昨年よりも1.5倍近く増額されておいたす。これはコンビニ交付がふえてるんだとお察ししたすけれども、改め

て増額されてる理由と、ここ数年のコンビニ交付の推移と、令和4年度の見込みについてもお聞かせください。

質問番号10、予算概要34ページ、個人番号カード交付事業です。前年度が個人番号カード交付費事務費補助金ということで3,129万7,000円計上されてたんですけど、令和4年度にはなくなっています。まずはその理由についてお聞かせいたさきたいと思いたす。

質問番号11、予算概要72ページ、斎場管理事業です。これは修繕料ですけども、令和4年度は2,712万円計上されておいたす。前年度から増額されてる理由と令和4年度の修繕内容についてお聞かせください。

質問番号12、予算概要72ページ、葬儀会館管理運営事業についてです。これまでせつつメモリアルホールのトイレの洋式化あるいはバリアフリー化等々について要望させておいたしておいたしたけれども、令和4年度の予算を見ても、予算化されてないようですので、改めてそれらの取り組みについてお聞かせいたさきたいと思いたす。

続きたして、文化スポーツ課にいきます。5点ございたす。質問番号13、予算概要28ページです。文化振興事業において、文化振興計画策定支援事務委託料というところで490万円を計上されておいたした。市政運営の基本方針にもございたしたけれども、第3期文化振興計画に関する委託料ということで認識しておいたすけれども、この第3期文化振興計画のスケジュールと第3期ということでございたすので、現時点での改善ポイントとか、第2期との変更点についてお聞かせいたさきたいと思いたす。

続きまして、質問番号14、予算概要42ページです。摂津ふれあいマラソン大会事業についてです。これは新型コロナウイルス感染拡大に伴って2年連続で中止になっているということで、致し方ない部分もあるかと思えますけれども、非常に残念に思います。先日の東京マラソンも2万人ぐらいの参加者でした。現在、コロナ禍でも開催可能なイベントは開催されているという観点から、コロナ禍において開催するための工夫がございましたらお聞かせいただきたいと思えます。

続きまして、質問番号15、同じく予算概要42ページです。スポーツ振興事業についてです。アスリートスポーツ教室開催委託料で165万円の予算計上をされておりまして、令和3年度は東京オリンピック・パラリンピック記念事業としてアスリートを招いた教室などが開催されたかと思えます。非常に好評であったと私は認識しています。この委託料は味舌体育館のオープニングイベントにあわせて石川佳純選手が来られ、卓球教室をやられると報告を受けておりますけれども、改めて具体的な内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

質問番号16、同じく予算概要42ページです。体育施設維持管理事業です。市立体育館の空調設備設置工事として3,212万5,000円計上されております。これは主要事業一覧にも記載がございましたけれども、改めまして内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

続きまして、質問番号17、文化スポーツ課。同じく予算概要42ページ、体育施設管理事業です。体育施設管理委託料ということで1億2,320万円計上されておりまして、前年度より4,000万円近く

増額になってますけれども、これは味舌体育館の指定管理料であるかというようにお察ししています。味舌体育館はご説明にもありました5月から利用開始されるということでございまして、味舌体育館を活用したスポーツ振興について取り組まれる具体的な内容について1回目お聞かせいただきたいと思えます。

続きまして、質問番号18、産業振興課。5点ございます。予算概要78ページです。鳥飼なす保存奨励事業です。前年度と同様に100万1,000円の予算計上となっておりますけれども、保存奨励といえますか、そういった取り組みを推進するべく、以前より販路拡大で、中央卸売市場の販路開拓などにも取り組まれてると認識しておりますけれども、前年度の実績を踏まえて令和4年度の取り組み内容はどのようにお考えかお聞かせください。

質問番号19です。予算概要80ページ、中小企業育成事業です。ビジネスサポートセンター業務委託料として481万5,000円計上されておりまして、前年度より250万円程度増額されております。これはご説明があったように相談員の増員、2名体制によるものとお察ししますが、改めてビジネスサポートセンターの前年度の実績を踏まえた令和4年度の取り組みをお聞かせいただきたいと思えます。

質問番号20です。予算概要80ページ、創業支援事業です。創業促進補助金として90万円計上されておりましたけれども、前年度比でいきますと60万円減額されており、令和3年度の実績も踏まえた減額理由についてお聞かせください。

質問番号21、予算概要82ページです。スクラッチカード発行事業です。598万5,000円というところで、前年度より

これは70万円程度増額されておりました。

事業がスタートして7年目になるかと思えますけれども、これも前年度の実績を踏まえて令和4年度の取り組みについてどうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

質問番号22、産業振興課、これが最後でございますけれども、予算概要82ページ、消費生活相談事業です。機械器具費として110万円計上されておりますけれども、ここの推移を見てみますと、令和2年度の予算からは半額程度になっております。用途は自動通話録音装置という認識をしておりますけれども、コロナ禍というところもございますので、ここ数年の推移と前年度の実績も踏まえた令和4年度の取り組み、見込み台数等々をお聞かせいただきたいと思います。

質問番号23、環境政策課。

4点ございます。予算概要68ページ、飼犬等保護管理事業です。816万3,000円計上されておりますけれども、改めて令和4年度の状況と、前年度と令和4年度の事業内容をお聞かせいただきたいと思います。

質問番号24、予算概要70ページです。環境美化事業について、美化ボランティアについての令和4年度の取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

この美化ボランティア活動は鳥飼地域も連合自治会が存在していた頃は毎年11月頃には一斉清掃に取り組んでいたと思えますけれども、今は単一自治会での活動というところにとどまっております、ぜひ、鳥飼地域に活動を広げてほしいと考えております。

手始めに、例えば南摂津駅周辺を環境美

化推進地区に指定するなどして、鳥飼地域での美化活動を展開することが望ましいんじゃないかと考えておりますので、令和4年度の取り組みとそのあたりの考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問番号25です。予算概要70ページ、温暖化対策事業です。地球温暖化対策事業地域計画(案)が令和3年度に示されております。2030年度には2013年度比で温室効果ガス排出を46%削減すると目標を掲げられております。目標に向けた令和4年度の取り組み、あるいは進行管理についてのお考えについてお聞かせください。

環境政策課はこれが最後です。質問番号26、本市における環境問題についてお聞かせいただきたいと思います。PFOAについてです。このPFOAに関しては、現在不明な事項が多いために、健康被害の影響、あるいは農作物への影響など、報道が行われていると認識しています。

代表質問においても取り上げられてましたけれども、風評被害防止に関する要望書というものが提出されておまして、その事案を取り上げ、最後は副市長にもご答弁をいただいたところではございますけれども、委員会ということもございまして、本市の風評被害のご認識とその対策についてのお考えを改めてお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、環境業務課。三つございます。質問番号27、予算概要72ページ、ごみ減量啓発事業です。印刷製本費として237万円の予算計上をされておまして、これも主要事業一覧にもございましたけれども、令和5年度の広域処理に伴った分別等に関するガイドブックを全戸配布

するということだったと思いますけれども、改めてこのガイドブックのポイントなどについてお聞かせいただきたいと思います。

質問番号28、予算概要74ページです。ごみ収集処理事業です。令和4年度は災害廃棄物計画が策定されることとなっております。この計画は毎回取り上げておりました。この計画は毎回取り上げておりました。要望もさせていただいたので、非常にありがたく感じております。よろしくお願ひします。

災害廃棄物計画の内容については、代表質問でも取り上げておりましたけれども、改めてポイントとか、詳細についてお聞かせいただきたいと思います。

質問番号29、環境業務課。予算概要74ページ、廃棄物広域処理推進事業です。リサイクルプラザ連絡橋等の整備工事として2億円近く計上されております。令和5年度の広域処理に向け、準備されてると思いますが、改めて進捗状況とか、令和4年度の取り組みについてお聞かせください。

環境センターです。一つございます。質問番号30です。予算概要76ページ、ごみ処理施設維持管理事業です。これも毎回修繕費に関しては聞かせていただいておりますけれども、今回も9,000万円近く計上されておりました。前年度よりも4,000万円以上大幅にコストダウンされていますが、一方で広域化が控えてると認識しており、9,000万円計上されているところのお考えと、あと焼却炉を停止していくかと思っておりますので、そういったところの考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○香川良平委員長 それでは答弁を求め

ます。

丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 それでは、質問番号1番、補正予算書29ページ、地域活性化事業補助金減額の理由と事業の内容についてお答えします。

令和3年度各交付からの地域活性化事業補助金の申請件数は10件で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の13件に続き減少傾向にございます。さらに、コロナ禍以前、令和元年度の31件と比較しますと21件減少している状況でございます。申請件数の減少により、令和4年2月末現在、予算執行額は218万2,934円となっております。

当初予算額である936万円から予算執行額を差し引いた717万7,066円が予算残額になりますが、令和2年度実績を参考に、今後予測されます申請額を考慮し600万円を減額したものでございます。

令和3年度に各校区で実施されました事業といたしましては、地域のイベントやお祭り等は新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年に引き続き自粛されておりますが、少人数の班編成を組んでの防犯活動、美化活動を行ったり、防災活動として洪水ハザードマップを作成し、地区の各校区の会員に配付されるなど、密を避けて事業を実施されているところでございます。

続きまして、質問番号2番でございます。予算概要20ページ、外国語相談業務委託料についてのご質問にお答えいたします。

平成31年4月に改正入国管理法が施行され、外国人労働者の受け入れが拡大して以降、外国人市民の人口が増加傾向にある今日におきまして、今後、多文化共生事

業を推進していくことが重要な施策となっております。そのために、まずは市内にお住まいの外国人市民の方が普段どのようなことを望んでおられるか、どのようなことにお困りになっておられるか、その声をお聞きすることが重要であると考えております。

令和4年度から実施いたします外国人市民相談は、これまで利用件数の少なかった月1回の中国語相談を廃止し、新たに様々な国籍の外国人市民の方が利用しやすい相談窓口となるよう摂津市国際交流協会に委託し、毎週火曜日から木曜日の3日間、午前9時半から午後4時30分まで実施する相談事業でございます。

続きまして、質問番号3番でございます。コミュニティプラザ等外壁の修繕の内容についてのご質問にお答えいたします。

昨年、コミュニティプラザの漏水修繕といたしまして、パラペット周りの修繕を行うに当たり、一部で足場を組んで実施いたしました。コミュニティプラザでは開館から10年が経過しているため、足場がある間に普段見られない場所の劣化状況の確認を行ったところ、外壁目地のシーリングの一部に亀裂があるなど、経年劣化が見受けられました。コミュニティプラザの外壁目地の修繕をするに当たりましては、大規模な建物であることから、まず設計等を行い、修繕を実施していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、質問番号4番でございます。予算概要28ページでございますけれども、市民活動支援センター解体撤去工事の内容についてのご質問にお答えします。

市民活動支援センターは正雀本町一丁目に所在する建物でございます。平成13年に寄附を受け、以降、市民活動団体の活

動拠点として活用されておりましたが、経年劣化が進んでいることに加え、平成30年の大阪府北部地震により、建物に損傷が生じたことから平成31年3月をもって閉鎖しているところでございます。

同センターの活用に関して資産活用課等と協議を重ねた結果、建物の危険性から令和4年度に解体工事を実施するものでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 それでは、市民課の八つの質問にお答えをいたします。

まず質問番号5番、斎場使用料、予算書33ページでございます。斎場使用料は火葬料金になりまして、内訳といたしましては、ご遺体に加えて死産児、それから病气やけが等で切断した体の一部、出産に伴う排出物等の火葬料となります。

近年の火葬件数の推移といたしまして令和元年度は911件、令和2年度は969件、今年度は2月末時点で999件となっており、年度を通じては初めて1,000件を超える状況となっております。

斎場使用料の増額理由といたしましては、火葬件数の増加により今年度も既に1月時点で予算額を100万円上回る状況となっており、近年の実績にあわせて増額するものでございます。

続きまして、質問番号6番、予算書39ページになります。個人番号カードの補助金ですけれども二つございます。まず1件が事業費補助金になります。昨年度まで予算計上しておりました個人番号カード交付費事業費補助金につきましては、歳出科目の個人番号カード関連事務交付金に連動した10分の10の補助金となり、簡単に言いますと市が国から補助金をもらっ

て、その補助金をカード作成事務料として J-LIS 地方公共団体情報システム機構に支払う構図となっておりました。

カード交付事務が従来の市町村長からの委任であったものが法改正により J-LIS の事務として規定され、令和 4 年度からは市を介さず、国から直接 J-LIS へ支払われるよう制度改正がなされたため、歳入歳出共に科目が廃止されたものでございます。

また、個人番号カード交付費事務費補助金につきましては、マイナンバー業務に係る人件費や備品、消耗品といった経費に係る 10 分の 10 の補助金となり、基準額については、各市区町村におけるマイナンバーカード交付数と全国における交付数との交付割合で按分されます。来年度は国の予算総額が減少したことに加え、マイナポイント事業等で全国的に交付枚数が伸びたことで摂津市の交付割合が令和 2 年度に比べて減少したこともあり、予算額も減少する状況となりました。

続きまして、質問番号 7 番、予算書 59 ページになります。窓口番号案内システム広告掲載料でございます。このたび導入した広告付き番号案内システムにつきましては、プロポーザルを経て広告代理店と摂津市が契約を締結し、広告代理店の下請に機器メーカーが入る構図となっております。広告代理店が営業活動によって獲得してきた広告主が支払う広告料を機器導入費用に充当したため、設置費用は発生しておりません。

また、機器導入費に充当後の余剰分が歳入として広告代理店から市へ納入されるものでございます。

市民課及び国保年金課の待合席から見える範囲に番号モニターと並列して広告

モニターを設置し、広告モニターからは 1 コマ 15 秒の 28 コマの 7 分単位が 1 サイクルとなって繰り返し放映されるものでございます。この 28 コマの中には、広告枠以外にも行政情報枠や天気予報、ニュースといったキャッチコンテンツ枠、その他予備枠が全体の 4 割程度含まれております。

続きまして、質問番号 8 番、歳出になります。予算概要の 34 ページ、戸籍事務事業です。国は津波により多くの自治体で戸籍データや紙媒体の副本が水没した東日本大震災を教訓として、平成 25 年に戸籍副本データ管理システムを導入し法務省において戸籍の副本が管理されております。

今までは各自治体のシステムがネットワーク化されていない状況でありましたが、国の施策として新たに戸籍副本データ管理システムとなる戸籍情報連携システムを構築することになりました。令和 4 年度はこの戸籍情報連携システムに接続するための連携サーバの設置、及び疎通作業を実施する予定でございます。

また、改修に伴い必要となるスキャナーや生態認証機等の機器を導入するものでございます。

続きまして、質問番号 9 番、同じく 34 ページの証明書交付等事業になります。この手数料は J-LIS に支払うコンビニ交付に係る手数料となり、1 件当たり 117 円かかります。予算が大幅な増加となっている主な要因は、マイナンバーカードの普及によりコンビニ交付の利用件数がふえたため、コンビニ交付件数の推移としては、平成 29 年度が 3,167 件、平成 30 年度は 5,081 件、令和元年度が 5,864 件、令和 2 年度は 8,194 件と毎

年右肩上がりとなっております。

今年度は2月末時点で既に昨年実績を1,400件ほど上回る9,591件となっており、年度末には初めて1万件を超えることが確実な状況でございます。令和4年度は月平均1,000件の年間1万2,000件を見込んで予算を組んでおります。

続きまして、質問番号10番、個人番号カード交付事業でございます。この交付金はマイナンバーカード発行に係るJ-LISへの事務委任費用となります。従来は国の予算総額を全国の市町村の人口割合に応じて配分され、国から提示を受けた額で予算設定をしておりました。歳入としてほぼ同額で個人番号カード交付費事業費補助金があったのですが、先ほどの説明でも述べたとおり、令和4年度からは歳入歳出ともに市を介せず、国とJ-LIS間で直接やりとりをすることになったため、科目が廃止されたものでございます。

続きまして、質問番号11番、概要72ページの斎場管理事業になります。修繕料の増額ですが、斎場の火葬炉は平成23年度に大規模改修を実施しており、既に10年が経過している状況でございます。火葬炉は急加熱、急冷却など過酷な状況を繰り返すことから、消耗が激しく、機器の故障を招きやすくストップしてしまう可能性もございます。おおよそ10年で火葬炉耐火材の全面積み替えが必要となるため、令和3年度以降、1号炉から順々に5か年計画での修繕を進めているところでございます。令和3年度に実施した1号炉修繕のうち、制御盤と監視カメラについては、新型コロナウイルスの影響で海外から部品が調達できず、令和4年度に先送りしております。

令和4年度はもともと予定しておりました2号炉の耐火材全面積み替え、制御盤の更新に加え、令和3年度から先送りした分も含まれて増額となっております。

最後、質問番号12番、葬儀会館管理運営事業でございます。せつつメモリアルホールの変形に関するお問い合わせは、どのような対策ができるかということ指定管理者側と協議を行いながら取り組みを進めているところでございます。昨年10月には車いすで和室タイプの控え室を利用できるように持ち運びタイプの折り畳み式簡易スロープを購入し、利用を始めております。あわせて、車いすで上がっても畳が汚れないように簡易カーペットや、車いすの方が利用しやすくなるような机も購入し、高齢者や障害者の使い勝手の向上を図っております。

また、一定、和式の需要があるトイレの個室につきましても、男子トイレは和式と洋式が1対1のため、現状維持をしますが、個室が三つある女子トイレにつきましても、和式と洋式の割合を入れ替えることを指定管理者側と協議し、まずは2階女子トイレについて現在改修を進めています。令和4年度につきましても残る1階と3階の女子トイレについて引き続き協議検討を行ってまいります。

以上でございます。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課にかかります5点のご質問にお答えいたします。まず、質問番号13番、第3期文化振興計画策定のスケジュールですが、4月に文化振興計画策定支援業務委託に係る実施要項を配布してプロポーザルを行って、コンサル業者を決定したいと考えております。文化振興計画推進審議

会により、市民や団体を対象とするアンケート内容を決定しまして、6月から7月にかけてアンケートを実施予定です。

その結果から文化振興を取り巻く現状と課題を分析するなど、合計7回程度の文化振興計画推進審議会を開催し、第3期の計画を策定いたします。

なお、庁内会議として文化振興計画推進委員会も立ち上げまして、審議会と連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

あと、第3期における現時点での改善ポイントですが、第2期計画におきましてスポーツの位置づけが基本目標の下の取り組み内容にのみ記載されています。あくまで文化振興計画推進審議会での議論によりますけれども、昨今、健康への意識が高まる中、スポーツ、健康づくりを通じた文化振興の位置づけを格上げして、スポーツによる健康増進の比重を高めていきたいと考えております。

続きまして、質問番号14番です。コロナ禍においても摂津ふれあいマラソン大会を開催するための工夫ですが、考えられるものとしたしましては、密を回避する観点から一斉スタートから段階的なスタートに変更すること、当日受付をやめて事前にゼッケンを郵送すること。当日の出欠確認は体調管理シートを活用することなどがございます。また、各種目が同時に走らないように、前の種目がゴールした後に次の種目がスタートするということも検討しております。

ただ、いずれにいたしましても3年前の第40回大会の参加者1,149人の受け入れは困難であろうことから、種目数の縮小ですとか、参加人数の制限を行わなければならないということも想定されます。ま

た、走ってる最中の密の発生も避けられません。

それでも、委員がおっしゃいますように2年連続で摂津ふれあいマラソン大会が中止となっておりますことから、何とか実施に向けて進んでいければと考えております。

続きまして、質問番号15番です。令和4年度のアスリートスポーツ教室についてですけれども、委員からもありましたように味舌体育館のオープンを記念して石川佳純選手による卓球教室を実施いたします。この石川佳純選手の卓球教室ですけれども、参加する子どもたち一人一人が必ず1回は石川選手とラリーをすとか、サーブを受けるとか、指導を受けるとか、直接的なふれあいの場をもってもらうということを石川選手サイドにお伝えしております。石川選手と直接卓球をしたという記憶は子どもたちに必ず残りますので、一流のアスリートと触れ合うという仕掛けから、憧れの気持ちなどを刺激して、スポーツを始めるきっかけにしたいと考えております。

続きまして、質問番号16番、市立体育館空調設備設置工事についてです。5月から供用開始いたします味舌体育館では第1体育室にエアコンを完備しておりますが、既存の鳥飼、正雀、味生の体育館の第1体育室はエアコンがない状態でございます。夏場は特に、猛暑・酷暑が続くことから熱中症対策への懸念がある中、風の影響を受けやすいバドミントンや卓球などの競技への影響を鑑みながらも、令和4年度におきましては、まず鳥飼体育館のエアコンを設置し、市民に安心して使ってもらえる体育館を実現していきたいと考えております。

続きまして、質問番号17番、味舌体育館におけるスポーツ振興の具体策ですが、令和3年第4回定例会におきまして味舌体育館の指定管理者として既存の体育施設を指定管理している株式会社エスエスケイの指定を議決いただきました。これ以降、株式会社エスエスケイと連携をとりながら様々な種目、分野の専門家とか、トップアスリートを招聘したスポーツ教室の開催を模索しております。

まず、具体的に申し上げますと、子どもを対象とした子ども体操教室、キッズダンススクール、高齢者を対象としたヨガ教室、介護予防体操教室、そのほか一般の方を対象としたバドミントン教室、エアロビ教室などです。さらに、妊産婦を対象とした親子マタニティ教室も実施に向けて進めておるところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 辻局長。

○辻農業委員会事務局長 それでは、産業振興課に係ります5点のご質問のうち、質問番号18番、予算概要78ページの鳥飼なす保存奨励事業にかかりますご質問にご答弁申し上げます。鳥飼なすの栽培に関しましては、令和3年度に実施いたしました新たな取り組みとして、灌水装置がございます。自動で散水のできるチューブを株にはわせまして、ポンプアップで自動的に水をやれるという装置のことですけれども、そちらの装置を導入させていただきましたり、あとは植え付け本数の見直しを行いました。灌水装置を導入したことによりまして、水やり作業の負担が大幅に軽減されましたと同時に、灌水装置を活用いたしまして、液体肥料を水に混ぜ自動散布できるようになりました。また、植え付け本数を少なくして株と株の間、また畝と畝の間

の間隔を若干広くとりますことで、実が枝に干渉して傷がついてしまうのを防ぐとともに、木への日照の照射量をさらに確保することで鳥飼なすの品質を向上させる取り組みも行いました。

それらの結果、令和3年度につきましては、全体の収量のうち、A級品の占める割合が高くなりまして、鳥飼なすの品質向上が行えたものと考えております。

令和4年度につきましても収穫量の増加もさることながら、栽培方法の改善、工夫を行うことによりまして、本市特産品であります鳥飼なすのさらなる品質向上に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 産業振興課に係ります4点のご質問についてお答えさせていただきます。質問番号19番、予算概要80ページ、中小企業育成事業、ビジネスサポートセンターの令和3年度の実績を踏まえた令和4年度の取り組みについてお答えさせていただきます。

ビジネスサポートセンターは令和3年4月から週1回のスタートで1日3枠の予約枠を設定して実施しております。コロナ禍の今後の事業展開、経営改善等について事業所の方からの相談ニーズが高かったことから、7月以降は週2回に変更して実施しております。令和4年1月までの実績でございますが198枠の相談枠のうち、189枠の相談数になっており、実施率は95.5%でございます。

また、相談者の事業所の方からコロナ禍の事業展開として新商品の開発の取り組み、新商品を開発してクラウドファンディングを実施する例がこの一年弱の間に既

に5事例実際に出ております。また、多くの方が販売開拓用に新たにホームページを作成されるなどの実績も出て、非常に効果があったのではないかと考えております。

これらの実績の取り組みから令和4年度も引き続き週2日の相談の実施体制で行ってまいります。さらに、令和4年度の取り組みといたしましては、相談者の約半数48%の方が女性の方ということでございますので、女性の相談員を1名増員させていただいて、より幅広い対応や深い相談ができるようにしていきたいと考えております。

また、相談の中で業界の特性にあった専門家を交えたオンラインでの相談を実施するなど、より幅広い相談に対応できる体制づくりに取り組み、事業所の相談者の方に寄り添った相談体制を構築してまいりたいと考えております。

引き続きまして、質問番号20番、予算概要80ページ、創業支援事業の創業促進補助金が前年度に比べて60万円減額になっている理由についてということでございますが、令和2年度から実施した事業でございます。市内に創業して5年以内の飲食店に関して家賃の2分の1、上限5万円を基本6か月間、補助する事業でございます。

減額の理由といたしましては、利用実績が令和2年度は1件30万円、令和3年度は1件30万円ということで、コロナ禍の飲食店ということもありまして実績が少なかったということで予算の見直しが行われることになりました。全体像が、なかなか把握できないということもございまして、利用につながぐということは難しいということもございしますが、ビジネスサポー

トセンターの開設もあり、実績等はあがっておりますので丁寧に実施していきたいと思っております。

引き続きまして、質問番号21番、予算概要80ページ、スクラッチカード発行事業の令和3年度の実績と令和4年度の取り組みについてお答えさせていただきます。令和3年度に関しましては、コロナ禍の商業支援対策として令和2年度と同様に当初予算の交付金を倍額にして補正を行い、当選確率を倍増の40%にさせていただきました。

その実施時期としては、令和3年11月10日から12月10日ということで参加店舗は183店舗、令和2年度よりもふえておる状況でございます。

スクラッチカードの発行総枚数は7万6,959枚ということで300円券、1,000円券の交換率は75%を超えている状況です。店舗からアンケートをとっておるんですけれども、ほとんどの店舗の方がご満足いただいて「地域の活性化につながった」「お店の宣伝や売り上げ、顧客の増加につながった」というような高い評価をいただいております。

令和3年度の参加店舗の紹介としてインスタグラム等もやっており、今後も続けていきたいと考えております。

令和4年度の新たな取り組みといたしましては、広報課で来年度にコンテストを開催されるということでございますので、その賞品としてスクラッチカードの参加店舗で利用できる商品券などをお渡しいたしまして、よりこの事業を盛り上げていけたらと考えております。

引き続きまして、質問番号22番、予算概要82ページ、消費生活相談事業の機械器具費、自動通話録音装置について令和3

年度と今までの推移、今後の見込みについてお答えさせていただきます。この自動通話録音装置の事業について平成29年度の購入は50台で貸与が20台、平成30年度は50台購入で貸与は51台、令和元年度は購入が60台で貸与が88台ということで、コロナ前は順調に事業は進んでおりました。

ただ、令和2年度、今後の伸びを想定して125台購入したんですが、啓発が難しいこともあって貸与は35台ということになっております。令和3年度の実績は36台という現状でございます。

ただ、アンケート等をとりますと有効な事業ということも分かっておりますので、令和4年度に関しましては100台の購入を見込んでおる状況でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 環境政策課にかかります4点についてご答弁させていただきます。まず、質問番号23番、狂犬病予防注射関係でございます。過去の委員会等でもご答弁させていただいてますように、登録がございますご家庭に対して集合注射のご案内から予防注射の事務はスタートいたします。細かく分けていろいろ8項目にわたりまして接種率向上のための対応をさせていただいております。

令和3年度のトピックスといたしましては、本来でございましたら令和2年度に集合注射を1日ふやす予定でございましたが、コロナ禍の関係で集合注射が1日しか実施できず、実際には令和3年度から実施日を1日増加させていただきました。

それと、高年齢の犬の生存確認も実施いたしてございまして、その対象年齢を下げて生存確認をさせていただいております。平

成30年度は20歳以上というところからスタートいたしまして、令和3年度には14歳の年齢を上回る犬について生存確認をいたしております。

その成果といたしまして、接種率で説明させていただきますと、平成30年度は63.3%、令和元年度は65.5%、令和2年度は集合注射等ができなかった関係で少し下がりました、62.9%、今年度につきましては、まだ2月の時点でございますけれども70%を少し上回っている状況でございますので、来年度もこの8項目について継続して実施していきたいと考えております。

続いて、美化関係でございます。まず、美化ボランティアの募集の関係でトピックスを申しますと、来年度はLoGoフォームの活用を今検討いたしております。

それと市民課と、窓口案内システムに美化ボランティアの募集の掲載をしていきたいということで、今協議中でございます。

美化活動でございます。現在、基本的には月の第4火曜日に3か所を輪番で清掃活動を行っております。また、議員の皆様、市民の方からも安威川以南について一度検討いただきたいということで、お話がございましたので、一度試行的に南摂津駅周辺をしていこうということで、担当が検討をしております。

温暖化対策でございます。本会議場でもご説明させていただきましたように、3月7日までパブリックコメントを実施しております。現在、策定委員会で議論を行っており、最終的には計画書を市長に提出していただく予定になっております。その答申を受けまして、摂津市としての計画ということになります。96項目の事業がございます。進行管理に向けて、各課と調査

をし、その内容につきましては、今後のご審査になりますが、議案第17号で附属機関の役割を変更させていただきます。策定委員会という名称を推進協議会という名称に変更し、その中で進行管理についてご報告等々をしていきたいという予定にしております。

それとPFOAの関係でございます。環境政策課にもご質問等々、お電話等々がございます。その中で、やはり光好委員からございました、発がん性でございますとか、出生時の低体重児への影響とか、いろいろご心配なところ、また農作物についてもご心配なところのお問い合わせがございます。

現在、お問い合わせに対しましては、国が暫定の目標値を数値として示しておりますのは、水環境における内容のみであるとか、現在身体に対しては科学的な、国際的な評価がないでありますとか、水以外の濃度分析等々につきましても、国際的に標準化された分析方法はないことを口頭でご説明をしているというような状況でございます。

風評被害の関係でいいますと、市に対策を講じてほしいという要望が農政担当に出てるということも承知をいたしております。我々はこれまでの大阪府の環境分野を通じて、環境省等々からいろいろ資料を集めたり、提供できる情報を頂戴したりいたしております。

今のところは口頭でのご説明のみになっております。他市ではホームページに情報を掲載しておられるところもございます。ただ、その内容はやはり、水環境のみであるとか、身体への科学的知見はなく、これから国が調べていくとか、水以外の濃度の分析方法につきましては、国際的な評

価方法はまだないとか、そういう内容でございます。その内容のみでいいのか、市民の皆様がご心配されてる広い範囲でお知らせをすべきか、これから検討をするために、今まで以上に環境省、または大阪府から何か資料が頂戴できないか模索をしているところです。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、環境業務課にかかります3点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、質問番号27番、ごみの分別ガイドブックの内容、ポイントについてのご質問でございます。

令和5年度からの茨木市とのごみ処理広域化にあわせまして、ごみの分別方法の見直しを予定しております。ガイドブックにつきましては、ごみの分け方、出し方の分別方法と収集の日程ですね。それと、持ち込みごみの搬入先、次から茨木市に変わりますので、搬入先のご案内、それと食品ロスの削減など、家庭でのごみの減量化の取り組み、こういった紹介もあわせて掲載するなど、分かりやすいガイドブックにしていきたいと考えております。

また、ガイドブックの配付につきましては、令和5年度の広域化開始前に市内全戸配布を予定しているところでございます。

別途イラスト等も活用した優しい日本語版でのごみの出し方についての簡略したガイドブックも作成しようと考えております。

続きまして、質問番号28番、災害廃棄物処理計画のポイントについてのご質問にお答えさせていただきます。災害廃棄物処理計画につきましては、発災時における混乱等を避け、迅速な対応を行えるよう策定を行うものでございますが、特に、発災

後のごみが分別されず排出されますと回収や選別作業の余分な時間、またコストが必要となってまいります。計画については、初動体制や住民との連携、こういったところが重要なポイントと考えております。

環境業務課におきましては、収集職員で校区担当を決めまして、ごみ出しに関する事など、地域の自治会長や廃棄物の減量等推進委員と日頃から顔の見える関係を築いております。計画の実効性を高めるためにも、策定後は計画をもとに平時において地域の方と災害時のごみ出しや集積場の設営などについて共有化を図っていきたいと考えております。

続きまして、質問番号29番、広域に向けた令和4年度の準備や取り組みについての問いでございます。令和5年4月からの広域処理開始に向けまして、現在搬入路となります橋の工事など、準備を進めているところでございますが、令和4年度の取り組みといたしましては、茨木市とは地方自治法上の事務の委託に向けた手続きがございます。

本市独自の準備としましては、先ほど申しました新たな分別区分の周知、収集運搬の部分でいいますと、令和5年度から搬入先が茨木市となりますことから現在の委託は令和4年度までとしております。そのため、搬入先や分別区分など、新たな条件のもと、令和5年度からの委託契約を行う必要がございますので、令和4年度に準備を行います。

そのほかといたしまして、広域処理により環境センターの焼却業務が終了することとなりますので、所管となります環境センター、ごみ処理部門の再編といったところも関係課を含めた中で検討していくということを考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 三浦センター長。

○三浦環境センター長 それでは、質問番号30番、ごみ処理の広域化に向けた修繕料の考え方についてのご質問にお答えいたします。令和5年度より茨木市とごみの広域処理が開始予定となっていることから、令和3年度のオーバーホールでは令和3年度及び令和4年度において安定的にごみの焼却ができるよう必要最低限の定期補修点検と修繕を行ってまいりました。

令和4年度においては、予防保全としてのオーバーホールにつきましては行わず、広域ごみ処理開始までの一年間を安定的にごみの焼却ができるよう、焼却炉の耐火物の補修や消耗部品の交換など必要最低限度の定期補修点検を予定するとともに故障やトラブル対応における修繕のための経費を見込んでおります。

以上でございます。

○香川良平委員長 答弁が終わりました。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、2回目の質問です。まず、質問番号1です。地域活性化事業補助金について減額されてる理由と令和3年度の実績については理解いたしました。この地域活性化事業補助金は、現在各校区の連合自治会の事業に対して補助されていると認識しています。

以前も申し上げましたが、今後、地域の活動を活性化する上では、単一自治会への支援ということがますます重要になってくるかと思えますし、コロナ禍というところでいくと連合自治会の活動がなかなか難しいというところもございます。この件は一般質問でも取り上げてますけれども、改めて今後の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

質問番号2、国際交流事業の外国語相談業務委託料です。中国語の相談を廃止し、様々な国籍の外国の方に利用しやすい窓口にしていくというところで、週3回にふやして対応されるというふうに理解いたしました。

確認の意味でお聞かせいただきますけれども、今まで中国語だったと思うんですけども、何か国語を想定されているのか。調べてみますと、大阪市は5か国語に対応するとホームページにも載っておりましたので本市としてどうされるのか。そういった多言語に対応できる人員の確保ということが必要になってくるかと思えますけれど、その辺の対応の方法、考え方についてお聞かせください。

質問番号3、コミュニティプラザ等の外壁修繕設計委託料です。施設などを修繕する際は、足場を組むような大規模な修繕に今回もなろうかと思えます。場合によっては施設の一時的な閉館というところも検討する必要があると思えますけれども、そのあたりの対応をどう考えておられるのか。また、施設を利用される方への影響についてお考えをお聞かせください。

質問番号4です。市民活動支援センターの解体撤去工事についてお聞かせいただきました。地震に伴う危険、損傷に伴った撤去とお聞かせいただきました。確認の意味で、撤去後の跡地利用など、今もし考えておられましたら今後の方向性についてお聞かせください。

質問番号5番、斎場使用料が増額されている理由は、近年の火葬件数が年々ふえてるからと理解いたしました。令和3年度は1,000件を超えるというところも含めて予算編成をしたと理解いたしました。

では、火葬件数はふえてますけれども、

確認の意味で市内在住者と市外在住者の割合がどうなってるのか。あるいは、料金体系についてどう対応されているのかということと、やはり、件数がふえてきますと予約に関する仕組みが気になりますので、市内在住者と市外在住者で、どういった対応をしているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

質問番号6です。個人番号カード交付費事業費補助金が制度改正のため廃止されたというふうに理解いたしました。そういった意味では、J-LISの話も出てきますけど、市への負担、あるいは影響というものがあるのかなのか、確認の意味でお聞かせください。

質問番号7です。窓口番号案内システムです。内容は理解いたしました。システム導入に関する効果や、市民への反響と申しますか、お声をもし聞いておられましたらどのようなものがあるのか、効果とそういった市民の声についてお聞かせいただきたいと思えます。

質問番号8です。戸籍システム改修委託料についてです。お聞かせいただきまして、国の施策として戸籍情報連携システムを構築されたことによるものと理解いたしました。各自治体のシステムがネットワーク化されるということでございましたけれども、そういった意味では、市民にとってのメリットはどういったものがあるのかという点についてお聞かせいただきたいと思えます。

続きまして、質問番号9です。コンビニ交付の見込みなど、ここ数年の推移についてお聞かせいただきました。令和4年度はあくまでも見込みだと思えますけれども、1万2,000件というところを見込んでおられるということで、まさに右肩上がり、

毎年ふえているということは確認できました。

毎回申し上げてますけど、コンビニは夜間、あるいは休日の証明書発行もできますし、窓口業務の負担軽減という点もございますので、ぜひ引き続きPRも行っていたきまして、市民サービスの向上という点を鑑みながら進めていただきますようによろしく願いいたします。これは要望としておきます。

続きまして、質問番号10です。個人番号カード交付事業において個人番号カード関連交付金が削除された理由をお聞かせいただきました。毎回聞かせていただけてますけれども、マイナンバーカードの現時点での交付率を確認でお聞かせいただきたいのと、府内市町村での摂津市の位置づけ、あるいは令和4年度、さらなる交付率向上への取り組みについて2回目のご答弁をいただきたいと思います。

質問番号11です。斎場管理事業です。修繕料の増額理由と修繕内容についてお聞かせいただき、理解しました。

先ほど、火葬件数が増加してるとお聞かせいただきまして、これからもふえていくんじゃないかと感じてるところでございますけれども、火葬件数の増加に伴ったいわゆる火葬炉の維持とか、あるいは修繕の5年計画を立てられると思いますけれども、現時点でそういった影響がないのかというところの考えについてお聞かせいただきたいと思います。

質問番号12です。葬儀会館管理運営事業です。せつつメモリアルホールでのバリアフリー化、あるいはトイレの洋式化等々についてお聞かせいただきました。現時点でも予算化はない一方で指定管理者と協議しながら取り組まれ、工夫されておられ

るところで、地道に対応されてることに関しては感謝申し上げたいと思います。引き続きお願いしたいと思います。

これから案件によっては、予算化も必要なことあるかと思っておりますので、当然その連携の中でできたらいいんですけど、適宜ご判断をいただければと考えておりますし、これからも誰にでも利用しやすい葬儀会館という視点に立って取り組んでいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。この質問を終わらせていただきます。

続きまして、質問番号13です。文化振興事業でございます。第3期文化振興計画策定に向けたスケジュール、あるいは現時点での改善ポイントについてお聞かせいただきました。スポーツ、健康づくりを当文化振興の位置づけに格上げしたいとお聞かせいただきまして、私もぜひ、健康増進に向けてしっかりと位置づけを見直して取り組んでいただきたいなと思っております。

ご存じのように、そういった計画策定というところは、当然のことながら重要なんですけれども、あくまでもそれは目的ではなくて、いかにしてどう進めていくかというのが重要になってくるかと思っております。そういった意味でも、第3期の進行管理を実効性のあるものにしなければならないと思っておりますので、それらの考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

質問番号14、摂津ふれあいマラソン大会事業です。コロナ禍において開催するための工夫をお聞かせいただきました。当然のことながら密を避けるというところでの段階的なスタート、あるいはゼッケンなどの事前送付ということも考えておられるということで、ぜひ、開催に向けて、い

かにしてできるかという視点に立って、準備いただければと思います。

摂津ふれあいマラソンは本市のスポーツ振興を推し進めるには、なくてはならないと思いますし、先日新聞に淀川寛平マラソンも開催する方向で進めているという記事があったと思います。このコロナ禍でもやれるということの事例にもなるかと思しますので、ぜひ、より一層取り組んでいただきたいと思ひますし、まさに健康づくり、にぎわい創りとして重要なイベントでもありますので、ぜひ、これからもよろしくお願ひいたします。これは要望としておきます。

質問番号15です。スポーツ振興事業です。石川佳純選手による卓球教室の具体的な内容をお聞かせいただきました。このアスリートスポーツ教室ということの視点に関しては毎回質問をさせていただいております。以前のご答弁でアンケートをとられたというふうに向ってまして、そのときは一流選手とのふれあいの中で何事にも意欲的に取り組む姿勢を養うとともに、健やかな心を育て徳育につなげていくということの一定の効果があつたというふうなご答弁をいただいていたかと思ひます。非常に有効な企画だと思ひますし、好評であると思ひますけれども、アスリートスポーツ教室を5月に開催予定とお聞きしてはありますが、今後の展開をどのように考えてるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

質問番号16、体育施設維持管理事業です。鳥飼体育館のエアコンから設置していくという方向であるとお聞かせいただきました。予算書の8ページ、債務負担行為というところで、体育館の空調設備の整備事業というのがございました。ご答弁もあ

りましたように、このエアコン設置に関するものとお察ししますけれども、内容についてお聞かせいただきたいと思ひます。

質問番号17です。体育施設維持管理事業です。味舌体育館での指定管理の取り組み、あるいはスポーツ振興に対しての取り組みについてお聞かせいただきました。様々な世代を対象とした教室を検討されていることに感心しましたが、指定管理者のメリットをうまく活用されてるんじゃないかと思ひました。今後も試行錯誤しながらスポーツ振興に向けて新しい教室を開催していただきたいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。これも要望としておきます。

続きまして、質問番号18です。鳥飼なす保存奨励事業です。前年度の実績を踏まえた令和4年度の取り組みというところで、令和3年度は工夫されて取り組まれて、品質向上という観点で成果があつたようにお見受けいたしました。一方で、これまでのご努力によって市内、あるいはいろんな店舗で鳥飼なすの販売が始まっていますが、一方でなかなか手に入らないという声もあります。私の近所でも「どこに売ってるの」とか、私がお裾分けをもらったときに譲りましたら非常に喜ばれるといった状況が続いています。

品質を維持しつつ、生産量をふやしていくなどの工夫もしていただひいて、せっかく鳥飼という名前がついてますので、鳥飼地域の方とか、あるいは市内の方が手軽に食べれるような形にぜひ持っていっていただきたいなと思ひておりますので、これからも期待しております。これも要望としておきます。

続きまして、質問番号19です。中小企業育成事業です。ビジネスサポートセンタ

一の前年度の実績も踏まえた令和4年度の取り組みについてお聞かせいただきました。令和3年度の実施率が95.5%と非常に高い、あるいは令和4年度には女性の相談員を設けるというところは理解いたしました。

自民党・市民の会としてもビジネスサポートセンターの必要性を提言してまいった次第でございますので、これからも取り組んでいただきたいと思います。先ほど、ご答弁があったかと思えますけれども、新規事業といえますか、中小企業等の新商品の開発支援補助金30万円が計上されておりまして、先ほどのご答弁にもあったかと思えますけれども、どういった部分に活用されているのかという点について、再度お答えいただきたいと思います。

続きまして、質問番号20です。創業支援事業です。創業促進補助金のところで、令和3年度の実績を踏まえた減額理由をお聞かせいただきました。令和2年度、令和3年度は1件というところでございます。ビジネスサポートセンターが好評だということでこれから効果が出てくるのかなと思えますけれども、相談件数など、把握できていない部分もあり、令和4年度、どう把握していくのかというところについて、お聞かせいただきたいと思います。

質問番号21です。スクラッチカード発行事業です。前年度の実績を踏まえた令和4年度の取り組みということで、令和4年度もいろいろとPRも含めて工夫して取り組まれるということをお聞かせいただきました。

商品券の還元率も75%ということで、市民の認知度も上がってきてるんじゃないかと思えます。ぜひ、これからも、市民が楽しく参加できて、また、市内でうまく

還元できるような、工夫もしていただきまして、さらに盛り上げていただきたいと思いますので、これは要望としておきます。

続きまして、質問番号22です。自動録音装置の推移と実績について、お聞かせいただきました。

コロナ前には順調に伸びてたというところなんですけど、コロナ禍になってから減少しているというところがございます。コロナ禍だからこそ、在宅時間が長いので、効果があると思えますので、ぜひもっとPRしていただきたいと思います。そういった意味では、さらにやっていくという意気込みも含めて令和4年度、どう考えてるのかというのを改めて聞かせていただきたいと思います。

質問番号23です。飼犬等保護管理事業の予防接種についてでございます。いろいろと、コロナ禍で集団接種が難しい中で、工夫して取り組まれているということを理解しました。また、令和3年度で70%を超えて、順調に伸びてるんじゃないかと思えます。

確認の意味で、ご質問させていただきましたけれども、これからも地道に取り組んでいただければと考えますので、よろしくお願いいたします。これも要望としておきます。

続きまして、質問番号24です。環境美化事業です。美化ボランティアの令和4年度の取り組み、あるいは、鳥飼地域の展開について、お聞かせいただきました。

令和4年度はPR等々をさらにやっていくとともに、試行的に鳥飼地域で実施していくと前向きなご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

私も、びかぼの登録者の一人として、実は、定期的に清掃活動等にも取り組んでご

ございます。また、びかぼチューズデーは、鳥飼地域の方が安威川以北に行かれています。安威川以南の活動であればより一層、参加しやすくなると思います。

鳥飼地域は、ご存じのように、令和3年度末にまちづくりのグランドデザインの答申がされますので、環境美化、あるいは、先ほど言いました、南摂津駅を核としたにぎわいづくりの施策にもなるかと思っておりますので、ぜひ、精力的に取り組んでいただき、試行的とおっしゃってましたけど、課題を抽出しながら、四つ目の活動場所として、位置づけていただきたいなと切に感じておりますので、どうかよろしく願いいたします。これも要望とします。

続きまして、質問番号25です。地球温暖化対策事業の令和4年度の取り組み、あるいは、進行管理というところをお聞かせいただきました。

取組実績は、ホームページに公表すると書いておりましたので、上位概念の行政経営戦略を鑑みながら、やっぱり実効性のある管理指標を定めていただきたいと思います。

少し視点を変えますけども、主要事業一覧に、施設改修に合わせ太陽光発電設備を設置していくと書いておりました。この太陽光発電について、今後、どのように取り組んでいくお考えなのか、2回目お聞かせいただきたいと思います。

質問番号26、PFOAについてです。本市における風評被害の発生状況、あるいは対策というところで、環境政策課としての視点でお聞かせいただけたと思います。ぜひ、正確な情報発信に努めていただきたいと思います。PFOAにつきましては、環境政策課のみにならず、健康被害やった

ら保健福祉課になると思いますし、農作物でしたら農政になると思ってまして、それぞれの立場で対応していくべきで、全てを環境政策課で対応するというのではないと思います。

特に、先ほど、ご答弁にもありましたけど、農作物に関しての風評被害防止の要望書というところでいきますと、農政の対応と思います。対応する所管のラインといいますか、環境だったら環境省でしょうし、農政だったら農林水産省であったりとか、大阪府から情報をしっかりとそのラインで収集して対応すべきなんじゃないかなと思いますので、もし、対応されてるんであれば、それを紹介いただきたいですし、これからしようとしてるんであれば、どうしようとしているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

質問番号27です。ごみ減量啓発ガイドブックのポイントなどについて、お聞かせいただきました。理解いたしました。

視点を変えますが、昨年、決算審査に係る委員会でリサイクルプラザにおいて、ペットボトル回収を優先して剪定のごみの対応がまだ通常の対応に戻っていないということをおっしゃってました。そういった意味では、リサイクルというのは、非常に重要なポイントでございますので、令和4年度の剪定ごみに対しての見通し、どうなっているのか、確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、質問番号28です。ごみ収集処理事業でございます。

ご答弁にもございましたけれども、やはり、同計画は実効性の高いものにする必要があると思います。

例えば、具体的なマニュアル作成をしたり、処理のシミュレーションをする、ある

いは、ご答弁にもありましたけど、連携体制の構築など、あらかじめ、準備しておく必要もあろうかと思えます。これからの対応みたいなのを聞こうと思ってたんですけど、先ほど、策定後のこともお聞かせいただきましたので、もうこれも要望としておきたいと思えますけれども、災害はいつ起こるのか分かりませんので、初動対応の在り方とか、体制構築というところでは、ぜひ地域の方への周知を行い、しっかりと計画推進に向けて取り組んでいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。これは要望としておきます。

質問番号29です。廃棄物広域処理推進事業です。令和5年度、広域化に向けた進捗状況、令和4年の取り組みについて、お聞かせいただきました。

このごみ処理の連携は、代表質問でも取り上げましたけど、市民にとって、単にごみの分別方法を変えるということではなくて、さらなるごみの減量推進、あるいは、民間事業者への連携も図りながら、サービス向上ということに取り組んでいかなければならないと思えます。ぜひ、この広域化というのを好機に捉えて、ごみ処理改革という視点に立って、取り組んでいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。要望とします。

質問番号30です。私は、焼却炉の停止に向けてどう考えてるのかということを知りたいんですけど、答弁漏れがあったようなので、停止の時期とか、どう処理していくのかという点について、2回目、お聞かせください。

○香川良平委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時46分 休憩)

(午後0時48分 再開)

○香川良平委員長 それでは、再開をいた

します。

答弁を求めます。

丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 それでは、ご質問1番でございます。地域活性化事業補助金に関連しまして、単位自治会への支援について、お答えさせていただきます。

令和3年6月、摂津市自治連合会により、自治会、町会の活性化を検討するプロジェクトチームが発足されました。市も事務局として参画させていただいております。単位自治会への支援策につきましても、検討されているところでございます。会議におきまして、メンバーの皆様からも委員のご指摘のとおり、単位自治会の活性化を図ることで地域全体の活性化につながると意見がありまして、この間、5回の会議を重ねる中で、具体的な支援策をまとめられております。内容といたしましては、自治会を今後維持していくためにも、加入世帯数の少ない、単位自治会を重点的に支援するため、日頃から取り組んでおられる防犯・防災活動や美化活動に関して、財政的な援助について検討されているところでございます。

4月に開催を予定されております自治連合会総会にて決議の後、令和4年度にご要望いただいております整備を進めていく予定でございます。

続きまして、質問番号2番でございます。外国人市民相談の相談対応と人員についてのご質問にお答えさせていただきます。

摂津市国際交流協会では、これまで、業務の中で対応してこられた外国人市民の方からの相談の言語の多くは日本語であったということで伺っております。そのため、対応といたしましては、同協会のこれまでの実績も踏まえ、やさしい日本語と英

語による対応を想定してございます。言語での対応が必要な場合は、日本語教室ボランティア養成修了生などの国際交流協会のほうで把握されております市内の外国語をしゃべれる方をつないだり、あと、大阪府国際交流財団（OFIX）による通訳サービス等で活用、対応してまいりたいと考えているところでございます。

それから、次、質問番号3番でございませう。コミュニティプラザの外壁修繕の関係でございませう。

今後、施設を開館しながら修繕を予定しているところではございませう。ただし、コミュニティプラザには、講座やイベントの利用者だけでなく、男女共同参画センターやシルバー人材センター、国際交流協会の事務所をはじめ、保健センターでは健診も実施されてるところで、多くの方にご利用いただいている施設でございませう。修繕を実施するに当たりましては、このように多くの利用者、団体にも影響が生じるため、設計段階におきまして、コミュニティプラザの指定管理者だけでなく、各団体の事業や健診等の状況を踏まえて調整を行い、施設の利用者にできるだけ、ご迷惑をかけないよう配慮して進めてまいりたいと考えているところでございませう。

続きまして、質問番号4番で、解体後の方針についてでございませう。建物を解体撤去し、更地にした後につきましては、現在、行政財産で使っているんですけども、用途を普通財産に変更し、資産活用課に所管換えをしていく予定としているところでございませう。

以上でございませう。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 それでは、市民課に係ります六つのご質問にお答えさせていただきます。

きます。

まず、質問番号5番、斎場関係です。市内の方と市外の方の火葬件数の割合につきましては、産汚物を除く数値となりますが、今年度の状況として、2月末時点で市内の方が689件、市外の方が233件となっております。火葬料では、産汚物を除いて市内の方と市外の方で3倍の料金差を設けており、例えば、12歳以上の大人の場合、市内の方は1万5,000円、市外の方は4万5,000円となっております。なお、斎場の予約方法は、各事業者が事前に利用登録した予約システムを使って、オンラインで申し込み、先着順で受け付けております。

続きまして、質問番号6番、マイナンバーに関する補助金関係です。個人番号カード交付費事業費補助金が廃止されても市が行うマイナンバーカードの交付事務については、従来と同じ流れとなり、特に影響は生じません。カード交付事務への影響はございませんが、補助金が市を介せず、国からJ-LISに直接支払われることで、補助金申請ほか、歳入歳出の事務手続における負担がなくなり、結果的に職員の負担は軽減されてます。

続きまして、質問番号7番、窓口番号案内システム関係です。システム導入による一番の効果は、ホームページから窓口の混雑状況をリアルタイムで把握できるようになったことと、任意ではございますが、待ち時間が長くなった際に、一旦、離席しても、順番が近づいてくるとお手持ちのスマホにお知らせ通知が届くようになったこと。この2点が大きな効果となります。

また、市民が窓口に並ばずに待合席で待機されることで、職員の心理負担が軽減されていると感じております。市民からは、

自分がいつ呼ばれるのか、目安が分かるのでありがたいとか、ほかの市役所のようにデジタル化されたとか、そういった評判を聞いております。

続きまして、質問番号8番、市民が受けるメリットについてですが、市民のメリットとしては、このシステム改修により、令和5年度中に戸籍届出時の戸籍謄抄本の添付が不要になったり、戸籍謄抄本の広域交付が実現される予定となっております。

例えば、婚姻届を提出する際に、現状は、戸籍謄抄本の提出が必要となりますが、今後は提出の必要がなくなり、システムを通して、職員側で確認することが可能となります。また、現状本籍地でしか取れない戸籍謄抄本につきましても、全国どこの自治体でも取得可能となり、利便性が高まります。

続きまして、質問番号10番、マイナンバーカードの普及状況等でございます。摂津市のマイナンバーカードの普及につきましても、2月末時点で申請率が53.65%、交付率が46.93%となっております。大阪府内における交付率の市町村順位では、摂津市は7位に位置しており、市だけに限定すると、3番目に位置しております。市でトップの吹田市は47.88%ですので、摂津市と大差がない状況でございます。

マイナンバーカード事務の令和4年度の取り組みとしましては、マイナポイント第2弾が今年1月からスタートしており、ポイント付与を受けるには、9月末までにカードの申請が必要となるため、令和4年度は申請者が増加すると見込んでおります。

過去のマイナポイント第1弾の際に、申請者が激増し、窓口が大変混雑する事態と

なったために、同様の事態とならないよう、実際に申請者等が増加した場合に備えて、本館1階ロビースペースに申請受付事務等の特設会場設置を検討しております。それによって、混乱回避に努めていきたいと考えております。

続きまして、質問番号11番、火葬件数の増加に伴う維持補修への影響です。冬場は例年、死亡者が増加する傾向となっております、季節的な影響もありますが、1月以降は1日5枠ある火葬炉がほぼ連日フル稼働状態となっております。火葬炉は使えば使うほど劣化が進み、今年度修繕した1号炉を除いては、大規模修繕の目安となる1炉当たり2,000回という使用頻度を既に超過している状況でございます。

炉が故障してしまうと火葬ができなくなり、市民に多大な影響を及ぼすために、常にメーカーと連携を図りながら、日々の保守点検、目視点検、着火テストをしっかりと行い、不具合が判明すれば、メーカーに連絡を入れて、メンテナンス対応をしてもらっております。また、必要に応じて、台車のグリスアップほか、予防的措置や軽微な修繕を実施して、炉の維持補修に努めております。

以上でございます。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課に係ります3点のご質問にお答えいたします。

まず、質問番号13番、第3期文化振興計画の進捗管理についてですが、令和3年3月に摂津市行政経営戦略が策定されたことによりまして、各分野計画の進捗管理を集約したものが行政経営戦略の進捗管理となりました。文化振興計画の進捗管理におきましても、施策の展開ごとに関連す

る事業をひもづけて、それぞれにおいて、当該年度の取り組み実績と分析考察を行うということとなります。

あと、管理指標を含めた考え方ですが、こちら、行政経営戦略において、K P Iを設定しておりますが、このK P Iを達成するためにも文化振興計画での個々の取り組みを進めていく必要がございます。

一例で申し上げますと、行政経営戦略のK P Iに市、指定管理者主催のスポーツイベントの延べ参加者数というものがあります。各スポーツイベントの延べ参加者数をふやすための方策といったものを計画で管理することになりますので、この辺りも文化振興計画推進審議会でご議論いただくことになろうと思います。

続きまして、質問番号15番、アスリートスポーツ教室についてです。一流選手と触れ合い、共にスポーツをするということは、子どもたちにとって、記憶に残るかけがえのない体験となるとともに、スポーツ体験の機会を市民へ提供することができる、貴重な機会と捉えております。

令和4年度は味舌体育館のオープンに合わせて、教室を実施いたしますけれども、同時に指定管理者によるアスリートスポーツ教室も実施されます。こうしたことも踏まえまして、これ以降も指定管理者とも連携を取りながら、一流の選手等を招聘した効果的な教室等を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号16番、債務負担行為の体育館空調設備整備事業についてですが、こちらの内容は、正雀体育館、味生体育館と、3館全てのエアコン設置となります。

債務負担行為についてですが、業者選定の方式として、鳥飼、正雀、味生体育館の

三つの体育館をまとめて、設計施工の一括発注方式での契約を想定しております。3館一括発注することでスケールメリットによるコストダウンを図れることと、設計施工を一括で発注することで、そのタイミングを合理的に実施できることなどから、2か年計画で取り組む想定をしております。

以上でございます。

○香川良平委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、産業振興課に係ります3点のご質問について、お答えさせていただきます。

質問番号19番、中小企業等新商品開発の支援補助金についてでございますが、新たな補助金を創設した狙いといたしましては、ビジネスサポートセンターは、経営課題の核となる部分、不況下での事業見直し、下請の脱却のために新商品開発、販路拡大の相談にのれる体制がございます。既に、クラウドファンディングやホームページ作成などで相談の対応をしており、それら、新たなチャレンジをされる事業者の方を応援する支援策として、この新商品開発支援補助金を創設いたしました。

まずは、ビジネスサポートセンターで相談していただいたB t o Bの事業者の方がB t o Cの新商品を開発する事例を対象にして、支援してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号20番、創業のための把握とか、そういう具体的な方策についてでございますが、新たな創業促進補助金等の創業の支援策につなげていくということだけではなく、やはり、創業者の方に金融機関が支援しておるということもでございます。特に市内の金融機関に関して、市のほうから、創業関係の補助金もござい

ますので、しっかりと促していくことで、相談、創業の補助金等につなげていったり、新たな支援策につなげていけるのではないかと考えております。

起業融資補助金なんかも実際、創業の補助金でございまして、金融機関から上がってくる補助金なんですけれども、例年より少ないですが、5件の相談がございまして、しっかりと市内金融機関と連携しながら、創業者の方の支援をしてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号22番、消費相談の自動通話録音装置という事業に対して、来年度はどのように考えているかということでございますが、コロナ禍となって、利用が非常に減っております。令和元年度まででしたら、高齢者の方々や介護事業所など、直接的に支援する方に啓発ができ、その結果、利用が増加してございまして、多い月では、27台もの貸し出しがございました。しかしながら、コロナ禍となりまして、直接、啓発する機会がなくなり、自治会回覧等で間接的な啓発に努めましたが、利用の増加には至っておりませんでした。令和4年度に関しましては、消費者安全確保地域協議会を設置いたしまして、直接高齢者を支援する包括支援センターや介護事業者、社会福祉協議会が構成メンバーとなっておりますので、自動通話録音装置の利用の促しを図れるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 質問番号25番、温暖化対策の関係でございまして。主要事業に書いております温暖化対策事業の中に施設改修に合わせ太陽光設置に係る実施設計を行っていくと書かせていただいております。

ります。

予算につきましては、施設所管課のほうに予算を配分しているということでございます。同一部内で申しますと、令和4年度、温水プールの屋上防水に係る実施設計をされるということで、その中に、予算を計上させていただいているというような状況でございます。

この考え方は、財政課との話の中で来年度以降もこの考え方で、進めていくということの合意は得られております。しかしながら、温暖化対策の担当課といたしましては、やはり、ゼロカーボンシティを目指すに当たっては、摂津市地球温暖化対策地域計画の各事業の実施、遂行が肝要であると考えておりますので、庁内合意を得ながら計画の遂行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○香川良平委員長 辻局長。

○辻農業委員会事務局長 それでは、質問番号26番、PFOAに係ります2回目のご質問につきまして、農政の立場からご答弁申し上げます。

地域住民のほうから、農作物の安全性に対する不安の声が上がっておりますことや、栽培した農作物が売れにくくなっているといった風評被害が発生している、本市が実際に直面している状況につきまして、現在、農林水産省近畿農政局や大阪府北部農と緑の総合事務所と情報共有をしながら、課題の共有に努めておるところでございます。

農作物の風評被害防止の取り組みといたしましては、標準化された分析方法も確立されておらず、身体への影響に関する指標等もない中、農業者も消費者もそれぞれ日々不安を抱えておられます。現段階でど

こまでがはっきりと分かっている事実で、何がまだはっきりとは言えないことなのかを農政の立場からも関連する情報を発信していくことが必要であると考えております。

以上です。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、質問番号27番、剪定ごみの今後の見通しのお問いでございます。

剪定枝につきましては、一般廃棄物の処理基本計画においても、リサイクルの促進として剪定枝の資源化を掲げているところでございます。リサイクルプラザのペットボトルの搬出の関係で昨年度まで受け入れを一部中断させていただいておりましたが、ペットボトルの処理も平常に戻りましたことから、市民などの一般の受け入れは今年度から行っております。

また、大量搬入となります造園業者につきましても、リサイクルプラザ内の橋梁工事着工に当たり、工事エリアと剪定枝保管の調整もできましたことから、造園業者の方にも受け入れの再開をお知らせさせていただいたところでございます。

令和3年度は全ての受け入れ再開には至りませんでした。令和4年度は年間を通じての受け入れとなり、さらなるごみの減量化に努めていきたいと考えております。

○香川良平委員長 三浦センター長。

○三浦環境センター長 それでは、質問番号30番、ごみ処理広域化に伴う焼却炉の停止時期と、それに向けた考え方についてのご質問にお答えいたします。

令和5年度からのごみ処理広域化に伴い環境センターへのごみの搬入は令和4年度末をもって終了する予定としており

ます。しかし、焼却業務につきましては、搬入されたごみがピット内に残りますことから、これらの処理が完了するまでの間、引き続き、環境センターでの焼却業務を継続させる必要がございます。

継続期間につきましては、ごみピット内のごみ量によって変動いたしますことから、具体的な焼却継続期間については、現段階では、お示しすることはできませんが、長期にわたる焼却の必要はないと考えております。令和4年度につきましては、できるだけ早期に焼却停止できるようなごみの焼却量をコントロールした運転を行うとともに焼却継続期間においても安定したごみの焼却ができるよう設備の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、3回目の質問に入らせていただきます。

おおむね、要望とさせていただきますけど、一部、もう少しだけ聞かせていただきたい案件もありますので、よろしく願いいたします。

まず、質問1です。地域活性化事業補助金についてですけれども、単位自治会への支援について理解いたしました。

ご答弁にも4月の開催予定の自治連合総会で決議を得た後に令和5年度の予算化というところで理解いたしました。非常にいい方向に向かっていると受け止めております。

あと、これも以前から取り上げさせていただいてますけれども、自治会、町会への負担というところでございます。市役所の各部署からばらばらに依頼があったりとか、非常に負担が大きいところも、よく自治会長からは聞いておりました、私のほう

では、窓口を一本化するなり、あるいは、一旦、一本化することによって、全体の量を掌握した上で、タイミングを計ったり、あるいは、依頼そのものを減らすとか、そういったことも提案させていただいたと思いますけれども、改めて、負担軽減について、検討がどこまで進んでいるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

質問番号2、外国語相談業務の多言語対応です。基本的には日本語と英語でということですね。あと、国際交流協会を経て通訳等々、いろんな対応をしていくということで理解いたしました。

本市に、滞在または居住されている外国籍の住民の方は、日本語を少し話せるということでしょうけれども、やっぱり、生活習慣とか、あるいは、社会システムなどの違いによって、戸惑ったりされる、あるいは、不自由に感じたりされることも多々あるかと思っておりますので、ぜひ、これからも力を入れて、丁寧に対応いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。要望とします。

続きまして、質問番号3です。コミュニティプラザ等の外壁修繕につきまして、お聞かせいただきました。基本的には開館しながらというところで、詳細はこれから検討していくと理解いたしました。

ご答弁にもありましたように、コミュニティプラザはたくさんの方が利用されておりますので、極力、利用者への影響が少なくなる方向でやってほしいですし、利用者にとっても、あるいは、施工者にとっても安全に実施していただきたいと考えております。

また、工事の際、一部で足場を組まれると思いますが、10年が経過しておりますので、また新たな視点で点検が必要なところは点

検するといったところも含めて、効率的に作業を進めていただければと考えてますので、よろしくお願いいたします。これも要望としておきます。

続きまして、質問番号4です。市民活動支援事業ですけれども、市民活動支援センターの撤去後の方向性について、お聞かせいただきました。普通財産にして、資産活用課に引き渡すというところの理解です。所管が変わりますので、直接的な要望にはならないとは思いますが、たしか、立地的にも非常にいい場所だったのかなと思いますので、売却するのかどうか判断はこれからやと思っておりますけれども、ぜひ有効に活用していただきたいと思っております。これも以上で終わります。

続きまして、質問番号5です。斎場です。市内外の方の利用状況と予約の仕組みについて、お聞かせいただきました。予約はオンラインで先着順というのと、市内外の方では利用料金に3倍の差を設けてるということを理解いたしました。

年々利用者もふえてきておりますし、先ほどのご答弁にありましたように、耐用年数が厳しくなってきたことを危惧します。市民の方々が利用できないという状況にならないかと危惧しますので、3倍の料金設定、あるいは、先着順ということもありますけれども、やはり、状況に応じて、市内利用者が使いやすくなるというような視点も、これから必要になってくるかもしれませんので、状況に応じた対応をお願いしたいと思います。これも要望とします。

続きまして、質問番号6です。先ほど来から答弁いただいておりますように、直接、J-LISに支払われるということですね。なぜ今まで市を介してたのか、よく分から

ないところもあるんですけれども、結果的に負担軽減をするということなんです。理解しました。ありがとうございます。この質問は理解しましたので、これで終了とさせていただきます。

質問番号7です。窓口番号案内システムです。導入による効果と市民の声ということで、結局、市民にとっても、職員にとってもメリットがあると理解いたしました。

待っておられる方にとっては、ある程度、先が読めるので、非常によくなったんじゃないかと思います。

また、コロナ禍において、非接触でできるようになったということで、いいんじゃないかと思います。広告の映像が流れるので市が提供できる情報の時間の制限があるとは思いますが、より有益な情報を発信していただくような、そういった工夫もしていただければと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、質問8です。戸籍システムの改修委託料です。戸籍情報連携システムに関する市民のメリットをお聞かせいただきました。

直接的に関係ないかもしれませんが、サイバー攻撃など、非常に懸念されるところでございまして、そこを狙われると情報漏洩してしまうというのは危惧するところではございますけれども、一方で利便性向上ということにもつながりますので、これから確実に進めていただくということと、そういった情報連携の周知のほうもしっかり取り組んでいただければと思います。

これも要望とします。

続きまして、質問番号10です。個人番号カード交付事業費補助金です。交付率が

46.93%。市に限定すると3位というところで、非常に高い水準で維持されてると理解しました。

また、マイナポイント第2弾の対応をすべく特設会場も検討されてるということですので、混雑解消に向けてしっかり対応いただけたらと思います。今後もマイナンバーカードを活用した情報連携を展開されると思いますので、メリットについても、広く周知していただいて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。要望とします。

続きまして、質問番号11です。斎場管理です。火葬件数増加に伴う影響について、お聞かせいただきました。やはり、火葬炉に負荷がかかっていると理解しました。一方で、状況に応じて、メーカーと連携しながら、適宜対応されてるということですので、しっかりとこれからも取り組んでいただきたいと思います。

これから、ますます稼働率は上昇する可能性もございますし、ご答弁にもありましたけど、突発的な故障ですね。これは、非常に大きな影響を与えますので、しっかりと5年計画をやれば大丈夫なんでしょうけども、その内容を含めて、予防保全という視点で、しっかりと維持管理していただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。これも要望とします。

続きまして、質問番号13です。文化振興事業です。第3期の進行管理について、ご答弁いただきました。上位概念の行政経営戦略ですと、しっかりとひもづけをしていただきたいと思いますし、体系的に進行管理をいただければと思います。

また、文化振興という観点で、市民から、市民ギャラリー設置に関する要望書が出されたという、お話もお聞きしております。

恐らく、いろんな課題もあろうかと思いますが、文化芸術活動の促進を図りたいという思いも受け止められますので、ぜひ丁寧に対応していただければと考えておりますので、これも要望としておきます。

続きまして、質問番号15です。スポーツ振興事業ですが、アスリートスポーツ教室の今後の展開について、お聞かせいただきました。指定管理者と連携しながら取り組んでいく意向を確認させていただきました。スポーツは、子どもたちの心身の健康、健全な育成に欠かせないものでありますし、健康づくりとか仲間づくりという基盤を育むものだと感じております。先ほど、ご答弁もありましたけど、アスリートスポーツ教室は、非常に刺激をもらう、あるいは、夢とか志を醸成することが期待されますので、ぜひ、引き続き、取り組んでいただきたいと考えております。

この指定管理である株式会社エスエスケイの特有のルートは生かさない手はないと思いますので、ぜひ、これからもよろしく願いしたいと思います。要望とします。

質問番号16です。債務負担行為の体育館の空調設備整備について、お聞かせいただきまして、3館を一括して発注すると、コストダウンを図れるということでした。理事者側の手間も省けるということですので、本当に合理的な対応であるという理解をしました。

市立体育館は、避難所でもあるので、早急な対策が必要やと私は考えてます。体育館のエアコン設置ということを考えますと、大がかりなものになりますので、できるだけ、利用者への影響がないように工夫しながら対応をお願いします。また、一方で安全対策についてもしっかりと努めて

いただきたいと思います。これも要望とします。

続きまして、質問番号19、中小企業育成事業でございます。B to BからB to Cへの相談ということですね。本当に新たなビジネスチャンスだと思いますので、ぜひ丁寧に対応いただければと思います。

もう一点、お聞かせいただいたのは、主要事業一覧にドローンの話を書いてあったんです。操縦資格の取得に向けて、取得費用の補助というところの記載がございました。ドローンは今いろいろ使われてると思います。画像を利用した測量とか高所の危険箇所の点検であるとか調査など、いろいろと可能性があると思いますが、その狙いについて、お伺いしたいと思います。

質問番号20です。創業支援事業のところの相談件数把握についてでございます。ビジネスサポートセンターと連携するとともに、金融機関ともしっかりと連携するというところで理解いたしました。ぜひよろしく願いいたします。これも要望とします。

質問番号22です。消費生活相談ルーム事業でございます。コロナ禍においても直接啓発できるよう、効率的な仕組みを取り組んでいくというところでした。ぜひ、いろんな場面でPRしていただければと思いますし、コロナ禍だからこそ利用していただくように何とか頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。要望とします。

続きまして、質問番号25、温暖化対策事業でございます。太陽光発電の整備、設置に関する今後の方向性をお聞かせいただきました。ゼロカーボンシティを表明されてますし、脱炭素社会の実現に向けて計画的にやっていただきたいと思います。思うんです

が、確認の意味で先ほど各所管課で予算化がされてるっておっしゃってましたけど、現時点で例えば、中期的、長期的に計画があるのか、ないのかだけお伺いしたいと思います。

続きまして質問番号26です。PFOAに関してでございます。農政の立場として現在の対応、あるいは考え方をお聞かせいただきまして、しっかりと対応していかなあかんというような力強いお言葉もいただきまして、ありがとうございます。先ほども申し上げましたけども、それぞれの立場で、それぞれが主体性を持って、情報収集をしたり、対応することが大事だと思いますので、ぜひ全庁的に取り組んでいただきたいですし、実際に要望書を見てると、特定の農作物が、もう既に敬遠されている話もあるような記載もございましたので、正確な情報を入手して、しっかり発信していくということに努めていただければと考えますので、よろしく願いいたします。これも要望としておきます。

質問番号27です。ごみ減量啓発事業でございます。剪定ごみの回収について既に受け入れ開始をしてるということで安心させていただきました。ごみの減量化、あるいは環境保全という観点でいきますと、よく言われます3Rですね。リデュース、リユース、リサイクルというところの視点も重要やと思いますので、ぜひそういった循環型社会の実現というところも視点に入れて取り組んでいただければと思います。

また、ごみ減量というところでいきますと、家庭ごみの減量というところも非常に重要な視点でございます。先ほどのご答弁でガイドブックにも書いていくというふうにおっしゃっていただいていたと思

ますのでぜひ、取り組んでいただきますようによろしく願いいたします。これも要望といたします。

質問番号30番です。焼却炉は令和5年度末には停止し、処理をしていくという考え方やと理解しました。残り1年でも、修繕料が9,000万円かかるというところでございますので、しっかりと大きなトラブルがないようにやっていただきたいと思います。また、ごみの処理施設の運転に関わってる方のモチベーションも下がってくることも考えられますので、そういったときに事故がございますので、そういった心のケアということも含めながら、最後の最後まで安定操業に努めていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○香川良平委員長 それでは3点の質問に答弁を求めます。

丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 それでは、質問番号1番でございます。自治会の負担軽減についてお答えさせていただきます。

自治連合会のプロジェクトチームの会議におきまして、委員のご指摘の内容について検討が進められており、依頼事項の見直しについても、案がまとまりつつございます。具体的には各課から随時自治会、町会に個別に依頼していた事項を自治振興課にて集約し、自治会、町会長が一堂にお集まりになられます4月の総会及び10月の定例会時に一括してご依頼させていただきたいと考えております。また、行政に提出いただく書類に関しましても、自治振興課のほうにまとめてご提出をいただいて依頼事項を一元化していきたいと考えております。自治会、町会の事務負担を

少しでも軽減するように努めるものでございます。

また、自治会、町会に依頼されます書類に関しましては提出書類が多く、書き方が難しいとのお声もいただいております。書類の見直しにつきましても関係課で検討を進めてるところでございます。なお、この依頼事項の取り扱い、整理につきましても令和4年4月から運用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 質問番号19番、ドローンの操縦資格の取得費用に関する補助の狙いについて、お答えさせていただきます。

国は令和2年6月にドローンなどの無人航空機登録制度を創設され、令和4年6月20日に登録が義務化されます。100グラム以上の機体は登録を受けていないと航空の用に供してはならないとされており、また、現在、民間で実施されているドローン操縦資格のカリキュラムについても国が整備をしておる状況でございます。国はドローンなどの無人航空機の登録操縦資格の整備を行うことから新たな輸送手段として考えているのではないかと考えられますので、このような新しい動きのある分野に市内事業者の方が参加していくことで新たな可能性を切り開き、それらのことを後押しするために、令和4年度に、ドローン操縦資格の補助を創設いたしました。補助については市内の事業者の方を対象といたします。この補助金は、市内事業所でさせていただく予定にしております。

以上でございます。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 温暖化対策の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

現在のところ、中長期の計画というところまでは作成に至ってないという現状でございます。本市の温暖防止化地域計画は今年度末に完成を迎えます。その完成を迎え、庁内合意を経て、財源の確保も含めた議論をし、政策決定をしていただき、中長期の事業が表明できると考えておりますので令和4年度にはその議論を進めていきたいと考えております。

以上です。

○香川良平委員長 光好委員。

○光好博幸委員 4回目、最後にしたいと思います。

まず、質問番号1でございます。地域活性化事業補助金のところでございます。自治会、町会の負担軽減については、検討が進んでると理解いたしました。

2回に分けて依頼するという事柄で、非常に効率を考えていただいていると思っておりますし、また、提出書類の内容の見直しについても着手されてるということで、やってみてから見えてくるということもあろうかと思っておりますので、まずは実際に運用し、逐次、修正も加えていただければと思います。これらの改善に向けての取り組みは先ほど来からもご答弁がありましたようにプロジェクトチームが発足してということもありますし、やっぱり所管課からもいろいろと、支援をいただいた結果やと思っておりますので、そういったご厚意に対しては感謝申し上げたいと思っております。これからも自治会、町会、うまく連携しながら対応していただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。要望としておきます。

続きまして、質問番号19です。ドローンの資格の狙い等々についてです。

結局、国が免許制度の義務化ということなんですね。ドローンはいろんな可能性がある一方で、規制もいろいろとあると思いますので、同時並行的に周知をしていただくということも考えながらやっていただきたいと思いますし、事業全体からいきますと、やはり市内事業者に寄り添った支援という視点でも、しっかりやっていただきたいと考えておりますので、よろしく願います。これも要望とします。

質問番号25、太陽光発電の設備に関する計画の考え方。今、中長期の計画はないと。計画策定をしたところやから、これから財源を考えながら逐次やっていくというこの理解でございます。私も元エンジニアとして、屋上とか屋根とかに工事をやろうとしたら、耐荷重などの事前調査っていうのも絶対に必要になると思いますので、施工が遅れるのでやっぱりそういった、改修に合わせて実施していくのであれば事前に調査ということもやっておく必要があると思います。ぜひFMの部門とうまく連携を図りながら、できるだけ早い段階で計画に落とし込んでいくような対策を取っていただきまして、着実に進めていただければと考えますので、よろしく願います。

以上で終わります。

○香川良平委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、一般会計の質問をさせていただきます。全て予算概要で願います。

まず、質問番号1番、28ページ、コミュニティセンター管理事業です。(仮称)味生コミュニティセンター基本構想を策

定されてると思うんですけども、今後のスケジュール、それから、どこの場所にそのコミュニティセンターをつくるつもりなのか、お聞かせ願いたいと思います。

質問番号2番です。住民基本台帳事務事業、34ページです。摂津市は2016年から本人に知らせることなく、自衛隊へ若者の名簿を提供してきました。以前から憲法に基づく自己情報コントロール権を侵害すると指摘をしてきましたけれども、今回、摂津市の個人情報保護審議会にこの問題を諮るとのことですが、その内容についてお尋ねをいたします。

質問番号3番、34ページ、個人番号カード交付事業の予算額が大きく減少しているというのは、先ほどの光好委員の質問で内容が分かったんです。申請数なども教えていただきましたが、廃棄と留め置きについてもお聞かせいただきたいと思いますので、再度申請数、交付数、それから廃棄、留め置き、これを教えていただきたいと思いますのでよろしく願います。

質問番号4番、72ページ。斎場管理事業。

今回、屋上の防水修繕設計委託料が組まれておりますけれども、どのような工事で、どのようなスケジュールで行っていくのか。それをしている間の市民の方への影響はないのかということについて、教えてください。

続きまして、質問番号5番、42ページ。体育施設維持管理事業です。

新味舌体育館の建設工事、これがようやく完成して、皆さんに使っていただくという状況になってまいります。地元の市民からは、体育館としても避難所としても望む声があり、喜ばれていることと思っております。

ます。

また、LGBT等の方への配慮、こういうことも行っている施設ということで、そういうことも含めて、しっかりと市民の皆さんに広報していただきたいと思っておりますので、この件に関しては要望としておきます。

続きまして、質問番号6番、70ページ。大気水質等調査事業です。

これはPFOA汚染についてお尋ねいたします。そのうちの1番目ということで、本会議での答弁について、お尋ねします。

先日の本会議、自民党・市民の会の代表質問に対して、担当部長は、国は発がん性、低体重児出生への影響など、身体への影響については見解が十分でなく、国際的な評価はないと述べていると答弁されました。国のどのような文書で、国際的な評価はないと書かれているのか。

私の手元にある厚生労働省の水質基準等の改正方針について、案にはなりますが、ここでは、暫定目標値の趣旨の項目で、WHOでは、飲料水質ガイドラインの逐次改正に関する作業プログラムにおいて、PFOAとPFOSをリスク評価の対象物質と位置づけ、現在検討が進められていること。

国際的に評価が大きく動き、これは影響がある可能性が高いほうへ動いているわけですね、毒性学的に明確な目標値の設定は困難であるが、現時点における諸外国機関が行った評価の中で、妥当と考えられるものを参考に、我が国の目標値を暫定的に設定すると書かれています。これは今年の第4回定例会の私の一般質問でお伝えしているところです。

また、この資料の中で別紙として、アメリカの環境保護庁、EPAのがんや低出生

体重児への影響の可能性を示しているなど、各国の報告が並んでいます。

WHOで統一された規制の数字を出せる段階ではない。ガイドラインにはいずれ盛り込まれると思いますが、今の段階で、数字を出せる段階ではないが、国際的に評価はちゃんと行われ、各国機関ががんや低出生体重児等に影響があるという知見を既に出して、集積しているからこそ、日本でも水に対しての目標値が出されたのではないのでしょうか。国際的に統一した基準値はないなら分かるけれども、国際的な評価がないとはどういう意味でしょう。

また、摂津市、PFOAについて、発がん性や低出生体重児へのリスクはないと思っているのかどうか、お答えください。

また、奥村副市長は、科学的知見の積み重ねがないうちに話題が先行すると、風評被害が大きくなる懸念があると答弁されましたが、国は、諸外国機関で知見が積み重ねられているのを参考に水の目標値を決め、そういう水を飲まないように、使わないようにということを言っているわけですね。その知見は積み重ねられていないという認識なんのでしょうか。

PFOAについて、発がん性や低出生体重児の指摘があるということの否定をするのでしょうか、お答えください。

また、風評被害防止の対策を取られるとのことですが、どのようなことを考えておられるのか。今まで光好委員の質問にお答えがありましたけれども、それ以外のことをお考えでしたら、そのことについても教えていただきたいと思えます。

そして、PFOAについての二つ目ですが、摂津市の状況について、がんの罹患率、低出生体重児の割合の本市の状況は、統計的に見て、大阪府内の団体と比較

して特異性がない、こういう答弁も行われました。どういったことを根拠にしているのか。

また、これは摂津市ではPFOAによる身体被害は発生していないということでしょうか。お答えください。

続きまして、質問番号7番、70ページ。温暖化対策事業です。

代表質問でも述べましたが、気候危機と呼ばれる状態の中で、温暖化対策は待ったなしです。摂津市も、2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを表明しましたが、その実現のためには、2030年の目標が重要です。

摂津市は政府と同じ目標値にしましたが、世界的に求められているレベルと、日本政府の目標の乖離をどう見ているのか、お尋ねします。

質問番号8番です。74ページ。ごみ収集処理事業です。

茨木市との広域化で、ごみ収集の地域割りや収集車の運行経路、どのようになるのか、教えてください。

質問番号9番です。農業委員会運営事業、76ページです。

先ほどもPFOA汚染の問題が出ておりました。要望書が出ているということで、私も資料請求をして、読ませていただきました。

また、それ以前から、農業委員の方からも、いろいろと相談が出されているとおっしゃいます。

風評被害とはどのようなものでしょうか。先ほど、水以外、農作物など基準がないとお話でした。それでその農作物に害はない、風評被害だとどうして言えるのか、お答えください。

質問番号10番です。78ページ。市民

農園設置事業。

自治会で市民農園の利用を行っている方からも、PFOA汚染について相談を受けていると思います。どのような内容で、どのような対応をされたのか、お尋ねします。

質問番号11番です。80ページ。中小企業金融対策事業。

この予算額が減っております。これはどうしてでしょうか。この間の融資の実績についても、お答えください。

質問番号12番です。80ページです。創業支援事業。

創業促進補助金というのがございます。どのような内容でしょうか。

また、額が減っているのはどうしてでしょうか。

質問番号13番です。82ページ、企業立地等促進事業です。

毎回聞いておりますけれども、この間の大企業、中小企業の割合、会社数、件数と金額、それぞれ教えてください。

以上、1回目です。

○香川良平委員長 それでは、答弁を求めます。

丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 それでは、1番のご質問にお答えさせていただきます。

予算概要28ページ。

コミュニティ施設管理事業に関連しまして、(仮称)味生コミュニティセンター基本構想建設スケジュール及び場所についてのご質問にお答えさせていただきます。

コミュニティセンターの基本構想につきましては、本年度中に基本構想を作成する予定ではございました。

しかしながら、ご承知のとおり、新型コ

コロナ感染症の影響で、地域懇談会の開催が予定より遅れております。現状では、令和4年度の上半期に基本構想策定を終え、その後竣工に向けて基本設計、実施設計、建設工事を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、建設場所につきましては、基本的には、現地建て替えということで考えているところでございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 それでは、市民課に係ります三つの質問にお答えさせていただきます。

まず、質問番号2番、自衛隊への名簿提供についてですが、こちらは、今月25日に開催予定の個人情報保護審議会にお諮りする予定となっております。

審議内容は主に2点ございまして、名簿提供について、従前のおり、紙媒体による提供を継続していったよろしいかという点と、もう一点が、紙媒体で提出した場合、自衛隊への名簿提供について、名簿対象者の中には、自己の情報を名簿から除外してほしいという要望がある可能性も否定できませんので、自己の個人情報を保護する観点から、名簿対象からの除外申請手続制度を導入することへの可否も、併せて諮問するものでございます。

続きまして、質問番号3番、マイナンバーカードについてでございます。

マイナンバーカードの状況ですが、2月末時点での数値となりますが、申請件数がこの1年で、1万2,711件増の4万6,539件、申請率は、この1年で14.58ポイント増の53.65%、交付件数は、この1年で、1万2,595件増の4万709件、交付率は、同じくこの1年で、1

4.46ポイント増の46.93%となっております。

廃棄の状況につきましては、令和元年度、令和2年度で合わせて457枚、廃棄しておりますが、現在は、新型コロナウイルスの影響で、廃棄をしないよう国からの通知もございまして、令和3年度はゼロ件となっております。

カードの留め置き数につきましては、2月末現在で、1,418枚が我々の手元に残っている状況でございます。ピーク時の令和3年7月2日は3,274枚ございましたので、現在は当時の4割ほどの数まで減ってきております。

続きまして、質問番号4番、斎場の屋上防水工事につきましては、昭和54年度の竣工から、既に43年が経過し、経年劣化による防水塗装被膜面の内部膨張や剥離箇所が多数確認され、年々拡大している状況でございます。

FM施設点検では、施設内の雨漏りがところどころ確認されており、特に2階機器類への漏電による緊急停止や、その他トラブルの発生懸念がある状況でございます。

雨水の建屋内侵入による躯体の損傷、塗装面の剥離落下などによるリスクや、ホールの床面の損傷を防ぐための修繕が必要となり、令和4年度は、まず設計業務を委託するものでございます。

実際の工事につきましては、令和5年度を予定しておりますので、まだ細かなことは決まっておりませんが、スケジュール的には、斎場が閑散期になります9月から11月頃を予定しております。

市民への影響といたしましては、はっきりしたことは申し上げられませんが、場合によっては、斎場を稼働しながらの工事というのが難しくなる可能性も指摘を受け

ておりますので、設計業務をする際に、しっかりと確認しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 まず、先日の代表質問の答弁の中の国際的な評価はないという部分でございますが、令和元年度だったと思います。50 ng/L を決定する際に、環境省において、中央審議会でご審議した上で、その答申を受けて決定されたと理解いたしております。

その審議会の答申の文言の一つに、国際的な評価がないというような文言がございました。発がん性につきましては可能性があると分類されており、発がん性に関する報告もあるが、知見が十分とは言えず、国際的な評価がないと答申で結んでおられましたので、その文言を引用させていただいたということでございます。

次に、リスクがあるのか、ないのかということでございますが、答弁でも、国際的な評価がないとか、水以外のところの測定についても、国際的な標準化された分析方法がないということも説明をいたしておりますが、それ以外でありましても、暫定的な目標値であるとか、化審法の第一種特定化学物質になっているということも、答弁の中で述べておりますので、我々として評価はなかなかできないですけれども、国としては、それぞれの法律において決定をしておられる。

環境基本法で示される環境基準ではなく、化審法による第一種特定化学物質にはなっている、こういうことが事実でございますので、その事実も答弁で述べております。

知見の集約等につきましては、国がまと

めた手引きの中に、国がこれから知見を集めるとあります。

また、その後、我々が大阪府を通じて、環境省へいろいろとお聞きした中でも、今後知見を集めるというような案内文がございまして、知見についてはまだ集約されていないということで、我々は理解をいたしております。

知見があれば、国から、そういう知見があるというご案内をいただけたと思いますので、現時点では、国際的な知見がないという理解をいたしております。

そういう状況でございますので、この委員会でもご説明をいたしました本市の意向を加味して、大阪府が国に対して、いろいろな分析方法でございますとか、水以外の土壌でございますとか、農作物でございますとか、国として知見を集約して進めていただくことを、大阪府には要望していただいております。

風評被害につきまして、また農政担当のほうからもあろうと思います。正確な情報をお伝えするということが肝要だと思っておりますので、現在お問い合わせのある方については、正確な情報としてお伝えをしているつもりでございます。

しかしながら、お問い合わせのない方で、いろいろとご不安を感じておられる方もあろうかと思っておりますので、その方々に対して何ができるのか、これから庁内で議論を始めます。

その議論を始めるに際して、各方面それぞれが大阪府なり、それぞれの国の省庁から情報を集約して、我々として何を公表していくべきかというのを、これから議論が始まるものと理解をしているということでございます。

それと、がんの罹患率とか、低出生体重

児の出生率につきまして、関係する保健福祉課なり、出産育児課から、私は資料を頂戴いたしておりますけれども、その内容の分析につきましては、それぞれの所管課のほうで分析をいたしておりますので、関係課から答弁内容を頂戴して、代表して生活環境部長がご答弁をいただいたという状況でございます。

ただ、それぞれの課から頂いておる中で、低出生体重児にはいろんな要因があるということでございます。やはり親御さんの栄養状況でありますとか、また、喫煙をされてる、されてないでありますとか、その方の家庭状況でございますとか、多胎児、などそういう要因があるということでございます。

その中で担当課が現在分析できるのは、統計的に見て、摂津市が他市と比べてどういう状況なのか、それを見た段階で特異性はないということで、現行所管課である保健福祉課、また、低出生体重児の担当である出産育児課がご判断いただき、そのような答弁になったと理解をいたしております。

2点目の温暖化対策でございますが、おっしゃるように、全世界いろいろな考え方がございます。現在、我々検討委員会、策定委員会にご議論をいただいておりますのは、やはり国がどう示しておる状況なのか、大阪府はどのような数字を示しているのか、そのことを総合的に勘案して、やはり摂津市としても、国が示している2030年度、2013年度比でマイナス46%、この数字で摂津市の事業を進めていくということで、議論を進めていただいて、最終まとめていただき、案の状況でパブリックコメントをしている状況でございますので、我々といたしましては、策定委員会がご議

論いただいた内容を、今後市の計画として3月末にまとめて、その計画に移していきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、ただいま担当課長のほうからご答弁をさせていただきましたけれども、一部重複すると思いますが、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

市民の方々から、非常に心配されて、電話等で問い合わせが多くなってきております。そういう報告も受けておりました、その対応といたしましては、その都度、現在判明している内容をそれぞれ口頭で、個々に対応していると聞いております。

本会議でご答弁いたしましたように、このような不安に対して、広く周知をする必要があると感じております。その場合、公式な発表を文書化することになりますので、不確定な情報については、かえって混乱を招くことになりますので、国や府からの情報を基に、正確に伝えていかなければならないと考えております。

先ほど、担当課長が答弁いたしましたように、現在のところ、環境省においては、毒性評価の国際的な知見の収集、それから、分析方法について調査・研究に取り組んでおられ、また、土壌汚染についても、土壌中にどのように伝播するのか、どうやって取り除くのか、効率的な除去方法の技術開発にも取り組まれているということでございます。

今後、国や府の知見の収集、対策が明らかになってくるものと思っております。

今後、国・府の知見等の情報の収集についてはしっかりと取り組んで、それら情報については、随時お知らせするということ

になろうかと思っております。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、質問番号8番、ごみ収集処理事業に係りまして、ご質問にお答えさせていただきます。

広域化後の地区割、収集車の運行についてのご質問でございますが、収集の地区割についてですが、現在、可燃・不燃ごみについては、安威川以北・以南と収集日を分ける中で委託を5地区、そして直営で運行をしているところでございます。

広域化後は、茨木市へごみを搬入することとなります。そのため、走行距離の影響も生じるとは考えております。

しかしながら、積載できる重量、地域ごとの収集時間、こういったところもトータルの考えないといけないと考えております。そういったところも踏まえて、基本的には現行ベースで進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 辻局長。

○辻農業委員会事務局長 それでは、質問番号9番、PFOAに関する要望の件につきまして、ご答弁させていただきます。

PFOAに関する農業者からの相談につきましては、水だけではなくて、その地域で栽培されている農作物からもPFOAが検出されているようですので、この地域で農業をすることに不安を感じますといった内容のものでありますとか、農作物が売れにくくなっておりまして、風評被害に苦しんでおり、ご立腹になっておられるケース等々がございました。

農政の立場といたしまして、一番心配しておりますのは、やはり農業を営んでおられる方の生活に及ぼす影響であります。

栽培された農作物を食べても大丈夫や

ろうかというようなご相談に対しまして、大丈夫ですなどと、健康リスクをあたかもないかのように否定して、楽観的なお答えをしたことなどは、決して一度もございません。むしろ身体にどのような影響があるのか分からないからこそ、現在知見の集約が行われています。

ですから、今の段階では安全であるとも、ないとも言えないというのが、正確なところでありましてという説明も併せて行うように努めておるところでございます。

続きまして、10番、市民農園のお話なんですけれども、現在、俗に言う市民農園、土地をお貸しして、耕作されるタイプの市民農園のご利用者さまからのPFOAに関するご要望というか、ご相談というのは1件もございません。

以上です。

○香川良平委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、産業振興課に係ります3点のご質問について、お答えさせていただきます。

質問番号11番、予算概要80ページ、中小企業金融対策事業について、預託金について、減額となっているその理由について、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、中小企業事業者への支援のため、国は融資制度、セーフティーネット保証4号及び、経営安定資金危機関連の融資制度を実施されまして、その利用が、令和2年度、令和3年度で2,000件を超えるほどの状況でございました。

そのため、本市の融資制度の利用は、コロナ禍前の利用では、令和元年度、30件ございましたが、金額といたしましては、1億3,300万円、令和2年度では6件、4,100万円、令和3年度、現在のところ

ろでは、申し込みの状況は7件でございまして、6件が実行してございまして、1,570万円ということで、非常に金額は減っております。

これらの利用実績、2年間は大きく減少しているため、融資の金融機関の残高も減少しており、実際融資を受けますと、5年とか、7年の期間で、融資後の一定期間は返済されますので、再度利用されますのは、数年後になるというような現状もございまして。

これらのことから、現在本市で年度当初に、市内金融機関に預託している預託金に関しまして、融資想定残額よりも過剰になると見込まれますので、減額をさせていただきました。

引き続きまして、質問番号12番、創業支援事業の創業促進補助金の減額の理由でございまして、事業の内容といたしましては、創業促進補助金は、令和2年度に創設させていただいた事業でございまして、創業5年以内の飲食店を対象として、基本6か月の家賃の2分の1、上限5万円を補助する制度でございまして。

令和2年度は1件、令和3年度は1件の見込みでございまして、事業といたしましては、コロナ禍で飲食店が想定よりも少なかったということもございまして、それらの実績を加味したということで、減額という形を取らせていただいております。

続きまして、質問番号13番、予算概要82ページ、企業立地等促進事業に関してでございますが、令和元年度、事業実績といたしましては、大企業が9社で25件、中小企業が12社で14件、合計21社で39件になってございまして、9社、25件のほうが、1億6,755万5,268円。中小企業の12社のほうが、911万4,

110円になってございました。

令和2年度は、大企業のほうが、9社24件で、2億2,631万7,585円、中小企業のほうが、12社15件で、881万1,314円という状況になっております。

令和3年度の見込みでございまして、今のところ、8社25件で、1億8,689万993円、11社で12件で、819万3,926円というような現状になっております。

以上でございます。

令和4年度予算のほうでございまして、一応今のところの見込みは、7社27件、中小企業13社14件の現状で、7社27件のほうは、2億1,713万円、13社14件のほうは、1,364万5,000円を見込んでおる状況でございまして。

以上でございます。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問番号1番、コミュニティセンター管理事業です。

(仮称)味生コミュニティセンター基本構想についてですけれども、場所は現地建て替えということでございました。そうすると、公民館がしばらく使えなくなるというようなことになるかと思うんですけれども、仮に建設中の間、どこか使用できるような場所、そういう予定を考えておられるのかどうか教えてください。

公民館の建て替えということではなくて、集会所をそこに集約するという形を取られましたけれども、今回もどこかの集会所を廃止する、集約するというのを考えておられるのかどうかについて、お聞かせください。

質問番号2番です。住民基本台帳事務事業、自衛隊への名簿提供の話です。

摂津市の個人情報保護審議会に諮られるということでした。住民基本台帳法では、個人情報保護の観点から、台帳の原則非公開を定めております。

第11条で、国または地方公共団体は、法令で定める事務の遂行に限って台帳の一部の写しを閲覧させることができる、こういうふうになっているわけです。住民基本台帳法に照らして、名簿提供は認められないと思います。ぜひ審議会でもそういう答えが出るようにと思っております。

また、審議会の中で、提供してよいというようなことがもし出るのであれば、除外申請制度、これについてしっかりと設けるべきやと思っております。審議会の答申で、除外申請制度を設けるべきとなれば、他市ではよくホームページに記載するだけというところもあるんですけれども、申請書を郵送するなど、対象者一人一人に知らせるおつもりなのか、そうでないと、本当の意味で自己コントロール権を保障することにならないと思うんですけれど、そこについてお答えをお願いいたします。

質問番号3番、個人番号カード交付事業です。

政府は、個人番号カードの普及にデジタル化の政策経費の半分近い1兆8,616億円を投入し、来年度中には全国民にマイナンバーカードを持たせるとしておりますが、現在の普及率は全国的には4割、摂津市でも留め置きしたまま、取りに来られないという方もおられ、交付率は半数に満たない状況ということです。

マイナンバーカードをつくったり、保険証や銀行口座とひもづけをすれば、最大2万円分のポイントをつける、そういうこと

を政府はやろうとしておりますが、欲しくない人に無理やり持たせるために、税金を多額に投入する、税金の無駄遣いの極みだと思います。

国民は、自分の情報を国に一元管理されることへの強い不安感を持っています。それを解消できないのに、お金でつる政策を何度も繰り返している。

しかし、これだけの税金を投入するということは、マイナンバーカードの所有を義務化できないからです。マイナンバーカードを所有しない権利があるということを市民にしっかり周知し、無理やりの誘導策を取らないよう求めますが、いかがでしょうか。

質問番号4番です。斎場管理事業です。

雨漏りもするような状況で、工事が必要だということはよく分かります。

ただ、利用者の皆さんがやっぱり不便を生じないようにという配慮をぜひしていただきたいと思っております。

葬儀会館なら、違う形のものをということがあると思うんですけど、なかなか斎場というのは難しいです。大変だろうと思いますが、いろいろ考えていただきたいと思っております。

現在、斎場で建物内に入れない間、外で待っているわけなんですけれども、雨宿りができるというような場所がなかなかなくて、雨の中ずっと待っているというような状況があるんです。高齢者の方もいらっしゃいますし、雨をしのげるような場所、この際ですのでつくってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

質問番号6番、PFOAのことについてです。

まずその1番目ですけれども、国の文書にも、国際的な評価はないと書いてあるん

だとか、知見はこれから積み重ねるんだというようにお答えだったと思います。

それは、国が言っていることをそのまま引用するんじゃなくて、今どういう状況かということをしかり見ていただきたいと思うんです。どんどんと世界は動いております。そういう中で、令和元年度に書かれてあるもの、引用するだけで、それでいいのかとか、知見というのは、あっちこっちでいろいろと行われている研究とか、その成果とか、そういうことなんで、今何も無いわけじゃないんですよ。たくさんいろいろある、それを集積して、その中から考え方を出していくというそういうもんです。

今全くなくて、これから集めますねんという話ではなくて、今もあるけれども、さらに知見を集積していくという話を、これから知見を集めてまいりますと言っているんじゃないでしょうか。そこについてはまた、これからも議論していきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

2番目の質問なんですけれども、正確な情報発信というふうに何度もおっしゃっております。三つの事実というようなことも、本会議での答弁で言われておられました。

三つというのは、水に対して、1リットル当たり50ナノグラム、こういう暫定目標値がつけられたということですね。

それから、化審法の第一種に指定されているということですが、説明がないと、何のことやら分からないと思うんですけど、化審法の第一種というのは、PCBとかDDTとか、こういう非常に危険なもので長期毒性があるということで、指定されているわけです。ここの説明は要りますね。これだけでは何のことやら分かりません。

三つ目として言うてはるのが、国際がん研究機関の分類について、グループ2Bだという話ですね。より重要なストックホルム条約、つまりPOPs条約です、これを言わずに、なぜ国際がん研究機関のがんのグループ2Bの分類のことを事実ですとおっしゃるのか。国際がん研究機関の分類というのはどういうものなのか、お答えください。

先ほどのがんと、低出生体重児の話ですけれども、まず、がんについてです。

先ほどのお話も、ほかの課から聞いてきて、それを伝えただけですみたいな、大変無責任なお話なんですけど、そんなことでいいんでしょうか、本会議での代表質問に対しての答えとして、あまりにも無責任だと思いますよ。

私も、どういうものを基にこの答弁が出てきたのかということで、保健福祉課のほうにも資料をいただきました。大阪府とかのホームページから引用してきてはるようですね。この資料というのは、がん全般に関しての罹患率なんですよ。

しかし、PFOAの影響のあるがんというのは、世界的にも評価が明らかになりつつあります。

EUの環境保護庁、ここが健康リスクに関する見解というものをしています。ここに、肝障害、腎障害、精巣がんで低出生体重児、こういうようなことが書かれています。

アメリカの環境保護庁、EPAです、ここは2021年11月に報告を出しています。以前に理解されていたよりも、はるかに低いレベルのPFOA及びPFOSへの暴露で、健康への悪影響が発生する可能性があり、PFOAが発がん性物質である可能性が高いことを示している。

発がん性について、エビデンスのものと
して、PFOAの経口暴露が発がん性を示
唆する人の疫学研究と動物実験によるも
のです。人の発がん性に関する疫学的エビ
デンスは、主として、腎がんと精巣がんの
リスクを増加させるという結果に基づい
ている。

また同時に、潜在的には、遺伝的に感受
性の高い集団、がんになりやすい遺伝子
を持っている人では、乳がんの脅威をもた
らすこと、その結果にもエビデンスは基
づいている。

PFOAが発がん性を有するに十分な
人の疫学的及び動物実験の証拠がある。
因果関係はまだ十分に解明されていない
が、最も考えられるがんとして、腎がん
と精巣がんのリスクがある。一般人口及
び高濃度暴露集団での人のPFOAの暴
露と強い相関が認められる。ということが
書いてあるんですね。

これに基づいて、バイデン大統領は、
2023年中に、最終規制というものを策
定する。これは水だけではなくて、土地
やその他を含めて、排出量の規制などの
ロードマップを出しています。

摂津市は、一般的ながんの罹患率、こ
れを出してきて、PFOAの発がん性リ
スクがほかとは変わらないので、発がん
性リスクがないのかなと市民が思うよう
な、そういう説明をされておられるとい
うことですが、この答弁は、正確な情報
を伝えていると言えるのか。このこと
について、一つお伺いします。

それから、低出生体重児のことです。
これもきちんとしたお答えがいただけ
なくて、残念なんです。大阪府が摂津
市とダイキン工業淀川製作所と三者
会議をやっておられますが、そこで
出されてきた資料

を私もいただきました。

いろいろ数値を分析して、結果を出
しておられるんですけど、その中に、
まとめというのが5ページに出てくる
んですけど、摂津市における低出生体
重児の出生率は、全国及び府内の平
均値と比較して、高いと書いているん
ですよ。高いものの、府域の他の市
町村と比較して、著しく高いものでは
ないと書いているんですね。

幾らやねんというたら、43市町村
中6位なんですよ。十分高いじゃない
ですか。

また、人口の多い市町村と比較して、
経年的な変動幅が大きい。これは確か
にそうですね。記載のところだと一人
生まれたり、それによる影響率という
のは非常に高いものですから、一人
生まれるか、生まれへんかですごく
影響があり、もちろんそのとおりだ
と思います。

さらに、検定の結果、全国平均と比
較して、統計的に優位に高いものでは
ないことが示された。ここなんですよ
ね、問題は。

さらに検証して、もっと正確なもの
を出そうとして、大阪府が使ったとい
うのが、京都大学名誉教授、摂津市
にも要望書を出した小泉教授の分析
を使っているんです。

ところが、小泉教授は、摂津市と守
口市を足した数字を使っている。そ
こから、守口市の分を勝手に除いて
、摂津市だけにしているわけなん
ですよ。

何で守口市を省いたのかという理由
として、PFOAは不揮発性なので、
川の向こうの守口市には影響が少な
いだろう。なので、除きましたと書
いているんです。

この三者会議にはダイキン工業淀
川製作所も入ってはるのに、この
ときダイキン工業淀川製作所は何も
言われへんかったかと私は非常に不
思議なんです。ダイ

キン工業淀川製作所のPFOAの製造の仕方というのは、テロマー法と言うんですよ。

テロマーアルコールというのが出て、それが空中に飛散します。これが守口市まで、風で当時は飛んでいってました。2012年、ダイキン工業淀川製作所のPFOAの製造はもうやめましたので。それからこっちは飛んでないですよ。でも当時は、空气中に飛んでたんです。

このテロマーアルコールは、体内に入るとPFOAになります。こういうことをダイキン工業淀川製作所の方やったら知ってはると思うんですが、口をつぐんでおられたのかな。

守口市にどんだけの影響があったかというのは、今私の手元にはありませんが、小泉先生は持っておられます。

そういう科学的な調査を基に、こういう数字を割り出したにもかかわらず、勝手に守口市だけを抜いて、摂津市だけにして、摂津市だけにしたら特に優位じゃなかったというようなことを書いてはる。これは正確なんですか。

小泉先生が守口市を入れた一つは、守口市も空中の飛散で暴露され、汚染がある、ということで入れたわけです。

もう一つは、摂津市だけの出生数では母数として少な過ぎて、きちんとした正確な数字が出せないからなんですよ。だから守口市と両方にして、きちんとした数字として計算をしてはる。

しかも、京都大学の小泉先生は、2012年以前とそれ以後、ダイキン工業淀川製作所がPFOAを使用していたときと、そうでないとき、分けてちゃんと計算を出して、いなくなっただけからは、大阪府の平均と同じようになっているということも

書いてはる。

それを全部ひっくるめて全期間にして、しかも守口市を抜いて、特にないとか言うてはるんですけど、これは本当に正確な情報なんですか。お答えください。

それから、質問番号7番です。温暖化対策事業。

先進国には産業革命以来、CO2を排出し続けてきた責任があり、高い技術力と経済力があります。もっと高い目標を持っていただきたいと思っています。

電力・鉄鋼・セメント・石油精製・化学工業・製紙業、この六つの業界で、CO2の排出の60%を占めています。

摂津市でも現状を見ると、一番多いのは産業部門でありました。市の削減目標を見ると、家庭部門より産業部門の削減率のほうが低くなっているんです。一番大きいところなのに低くなっています。ここを削減するというのは非常に重要ではないかと思っています。

摂津市も大企業のあるまちとして、削減目標と計画を乗せた企業との脱炭素の協定、こういうものを結んではどうかと思います。お考えをお聞かせください。

計画書の42ページには、市内の住民事業者が再生可能エネルギー導入の際に、活用できる補助制度の創設に向けて、情報収集の検討を行うとありました。市独自の補助制度、これをつくるおつもりなのか。もしそれでしたら、その内容やスケジュールについても、お答えいただきたいと思います。

続きまして、質問番号8番、ごみ収集です。

できるだけ地域割りを変えずにということで、運行経路は長くなるということになるところも出てくると思うんですけれ

ども、CO₂の排出の問題なんかも考えないといけないと思います。

先ほどの温暖化の問題とも密接に関わってくると思うんですけど、ごみの分別、これについては一体どうなるのか、さらに、今細かい分別をしていくんだとか、いろいろあると思うんですけども、ここら辺についてお聞かせください。

続きまして、質問番号9番です。

食べても大丈夫ですと言ったことはありません、安全とも安全でないとも言えない、それは誠実なお答えだと思います。

風評被害とはというのを辞書で引いてみました。間違った情報や意図的なデマだけでなく、根拠の不確かなうわさや曖昧な情報をきっかけに生じる経済的な損害などです。物やサービスの売り上げ不振や、輸出停止のほか、観光客減少などの被害が生じる。

品質や安全性に全く問題のない場合でも起きるため、正確な情報を迅速に提供することが、風評被害の防止や早期払拭につながると思われる。

風評被害、私たちもこれは起こしてはならないと思っています。

要望書を見せていただくと、地域ブランドのことについても書かれておりました。摂津市の地域ブランドといえば、鳥飼なす、先ほど光好委員のご質問でもあったと思うんですけども、これが代表的です。

鳥飼なすを栽培し、市場に出しているというのは一体どこの地域なのか、教えていただきたいと思います。

続きまして、質問番号10番、市民農園設置事業です。

1件も相談を受けたことはありませんというお話でした。うちの自治会長は言ったと言ってたんですけども、そうなんで

すね。

市民農園利用者の方々からも、不安の声みたいなことは私も聞いておりますので、やはりこれも地域にしっかりとした正確な調査、その調査に基づく事実、ちゃんとした情報です。どこかから聞いてきたんですというんじゃないくて、ちゃんと調査をして、その情報を伝えるということが大事だと思いますので、これについては要望にしておきます。

続きまして、質問番号の11番、中小企業金融対策事業です。

国の制度が無担保・無利子、コロナでそういう制度をつくったということは、評価できると思っておりますので、そっちを皆さんが使うというのは、それはもちろんそのとおりでらうなと思っております。

ただし、コロナの影響の融資というのは、ずっと続くものではありません。それがなくなったときには、この予算額を元に戻すのか、そのことについてお聞かせください。

質問番号12番です。

これもコロナで利用が少なかったということですが、非常に喜ばれたというお話も聞いております。利用がふえるように、業種を広げるなども行ってほしいと思います。

また、現在中小企業は大変厳しい状況にあります。創業だけと言わず、営業継続のためにも、家賃補助制度をぜひつくってもらいたいと思います。

今回の予算は、中小企業への支援策が、金額・件数とも創業支援だけでなく、大変少ないと言わざるを得ない状況です。中小企業への本気の支援策について、この予算だけではなく、今後のことも含めて考えておられるのか、お答えください。

質問番号13番、企業立地促進事業です。

大企業と中小企業との率も教えてくださいと言うてたんですけれども、令和2年度、96.3%が大企業、3.7%が中小企業、令和3年度の見込みでは、95.8%が大企業で、4.2%が中小企業、令和4年度、今回の見込みで94.1%、が大企業で、5.9%が中小企業ということで、ほぼほぼ大企業のための促進事業になってきたなと思っております。

大企業は、一旦その金額が落ちたかなと思っても、やっぱり令和3年度で落ち込んだけれども、また令和4年度で復活というように、コロナ禍では、市内大企業は非常に健闘されておられるというか、伸びてはると思います。中には過去最大の利益を上げているというようなどころもあると聞いております。

中小企業は、現在なかなか設備投資の余裕もなくなっていて、ますます本当に厳しくなっていると思っておりますので、ぜひ中小企業の支援、先ほども言いましたが、お願いしたいと思っております。

健都の企業誘致でもこの制度は使われると思うんですが、状況はどうでしょうか。お聞かせください。

以上、2回目です。

○香川良平委員長 増永委員のPFOAの件ですが、低出生体重児のことであったり、がんのことであったり、具体的な話になってきた場合、所管が違うのかとも思いますので、答えられる範囲で答弁していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、答弁を求めます。

丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 それでは、質問番号1番、(仮称)味生コミュニティセンター基本構想に関連したご質問にご答弁さ

せていただきます。

まず、集会所等の集約についてでございます。この件につきましては、現在、公共施設等総合計画に基づきまして、資産活用課の協力を得て、庁内で味生コミュニティセンターに集約し、再編できる施設については、庁内で基本構想の策定と並行して進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、建設場所については、基本的には現地建て替えということで考えてるところでございます。基本構想の策定の中にはやはりこれから機能等も検討されるというように考えております。もともと味生公民館の建て替え、地元の要望がありましたのはエレベーターの設置でございまして、現状はついておりませんので、エレベーターをつければ当然面積は広がってきます。あと附帯設備になりますが、駐車場とか駐輪場の確保も必要かと思えます。また、避難所の機能についても検討を基本構想の中でしていきます。それに加えて、先ほどの公共施設等の集約と合わせて、基本構想の中で機能規模等が確定した中で、建て替え場所、基本的には現地になりますが、基本構想を策定していく中で考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○香川良平委員長 森口課長。

○森口市民課長 そうしましたら、市民課にかかります三つのご質問にお答えをさせていただきます。

まず除外申請でございます。仮に、個人情報保護審議会において、除外申請すべきとの答申があった場合、除外申請の実施につきましては、対象者全員に対して個別送付を行うのではなく、広報誌やホームページ等で周知することを考えております。し

かしながら、個人情報保護審議会において、そのようなご意見があった場合には適切に判断してまいりたいと考えておりますし、他市での取り組み等にも注視してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号3番。マイナンバーカードでございます。マイナンバーカードにつきましては、市としても無理やりとらせるものではないと認識をしております。あくまでも任意で作成するものであり、ご自身で判断していただくものとなります。昨年10月から健康保険証との連携もはじまっておりますが、従来型の保険証も残っておりますし、マイナポイントにつきましても任意なものと考えております。市民から問い合わせがあった場合にもそのように説明をしております。また、コンビニ交付等が可能になるなど、マイナンバーカードをもつことによって、国民生活の利便性に資するものということですが、市のホームページでも申請は義務ではないと掲載しております。

続きまして、質問番号4番。斎場の雨宿りの件でございます。現在、斎場には正面玄関から約5.5メートルほど手前にせり出すような形でひさしを設置しております。しかしながら、そのひさしの中まで送迎バスや霊柩車が入ってこれるわけではなく、参列者の方は雨天の場合、自ら傘を差して送迎車に乗り込むか、もしくは小走りで雨にぬれながら乗り込むことが多数を占めておられると感じております。調べましたところ、斎場の正面玄関手前のところには地下に燃料の貯蔵タンクがございます。カーポートやひさし等を新たに設置するのはハードルが高いと感じております。今後指定管理者側と協議をしてどのような改善方法が図れるのかを研究して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 まず、PFOAについてでございます。正確な情報発信というお問い合わせの中で、国際がん研究機関というフレーズを答弁で述べたということでございますが、委員のほうからも少しございましたように、ストックホルム条約ということがその前提にあらうかと思えます。この過去の答弁は、令和3年第2回定例会におきまして、目標値を設定される際に対して、有害性有機物質から人の健康と環境を保護することを目的として国際的に協調して同物質の廃絶削減等を促すための取り組みとして残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が締結されましたという答弁もいたしておりますので、あえて今回そのことを抜いたとか、意図的に抜いたとかということは一切ございませんので、過去に答弁しているという理解のもとで今回はストックホルム条約というような引用はしてないということでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

それと、低出生体重児とがんの罹患率でございます。ご質問の中にいろいろ情報があり、発がん性でありますとか、低出生体重児のご質問がございましたので、担当課の確認を行い、統計的に見ればご答弁したような内容であるということがそれぞれの担当課から書面として預かりましたので、その書面を引用し、生活環境部長に答弁していただいたということでございます。これは先ほども言いましたけども、低出生体重児におきましては、お母さんのこれまでの生活環境、塩分過多の食生活とかダイエット志向、喫煙、飲酒等々の要因も

あると、その他高齢である出産、若いときの出産。繰り返しになりますけども、双子なり三つ子なりの多胎児など、そういうときにやはり低出生体重児が生じるということがございます。いろんな要因がありますので、答えられる範囲は統計的にみるしかないということで統計的な数値をもって判断して、特異性はないという判断を担当課がされたということです。がんの罹患率におきましても、委員からもございました、いろいろながんの種類がございますけども、トータル的に見て特異性はないというような答弁をいたしました。大阪府の事業所指導課がつけられた、摂津市における低出生体重児の出生率という書類はPFOA対策会議のほうで出てまいりました。出てまいりましたが、そのとき初めて出てまいりましたので、この内容については、事業所指導課がそれぞれ判断されて、こういう結果にいたったものと当時は理解いたしましたので、それについて私どもは見解を述べておりません。また、この資料につきまして、担当課にはすぐに大阪府がこういう分析をしているということでお渡ししたという経緯は覚えております。

温暖化対策で2点ご質問があったと思います。我々としては現在その協定等々については考えていないということがございますので、計画に書いている内容を遂行していきたいと思っております。それと市独自の補助制度の創設でございますけども、まずは研究・検討していくという文言になっておりますので、まず研究・検討から入って、庁内で議論をしていきたいと考えております。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、環境業務課に係ります2回目のご質問でござい

ます。

分別がどうなるのかというご質問でございますが、現在はごみの分別区分としまして、大きく分けて燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの三つの区分となっております。広域処理後は処理先が溶融炉を採用しております茨木市の環境衛生センターになります。分別についても処分方法に合わせた見直し、このほか、これまで寄せられた市民の要望、減量化、収集運搬、こういったところの観点も踏まえて必要な分別の見直しを行うものでございます。具体的に申しますと、燃やせないごみについて燃やせるごみに一部を統合させる。それと、燃やせないごみにありますモバイルバッテリーやライターにつきましては、収集上の火災リスクというのがございますので、別回収をさせていただきたい。あと、市民の要望の多い段ボールです。こういったものについて、紙資源の回収促進の観点も踏まえて回収回数が増加。こういったところを今基本に考えているところでございます。以上でございます。

○香川良平委員長 辻局長。

○辻農業委員会事務局長 質問番号9番です。鳥飼なすの市場に出回ってるものは、どこの地域のものかというご質問です。現在鳥飼なすが小売店舗で買える状況は、大阪府の中央卸売市場へ出荷している農家が出始めたためです。農家といたしましては、主に3農家が出荷されておまして、地域といたしましては、鳥飼西、鳥飼八町、鳥飼上、主にこの3農家でございます。以上です。

○香川良平委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、産業振興課に係ります3点のご質問についてお答えさせていただきます。

質問番号11番。中小企業事業資金融資預託金についてでございますが、金融機関の融資残高の状況に応じて、適切に予算のほうを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号12番。この創業促進補助金以外にも中小企業支援についてでございますが、市内の現状等を鑑みまして適切に支援施策等を考えていきたいと考えております。

引き続きまして、質問番号13番。健都の企業立地の状況ではございますが、既にもう建物は建っており、健栄研が入居するような状況も聞いております。課税のタイミングとかもございますので、その前に相談を受けておまして、規模等に関してもご相談しておりますので、来年度のタイミングになるか、再来年度になるかというような状況はございますが、状況を見て適切に支援の対象にしていきたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 国際がん研究機関のグループ2Bというのは一体どのようなものを指すかということです。人への発がん性については、限られた証拠があるが、実験動物では十分な証拠のない場合、または、人への発がん性については不十分な証拠しかない、あるいは証拠はないが実験動物では十分な発がん性の証拠がある場合というような分類の説明をしております。

また、国際がん研究機関は主に人に対する発がん性に関する様々な物質・要因を評価し、5段階に分類をしています。同機関による発がん性の分類は人に対する発がん性があるかどうかの根拠の強さを示すものです。物質の発がん性の強さや暴露量に基づくリスクの大きさを示すものでは

ありませんと解説をしております。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは3回目です。

まず、質問番号1番です。現地建て替えではない可能性もこれから先はあるというようなことかなと伺いました。場所の確保の経緯など建設用地を提供してもらうからPFOAについての問題で市はものと言えないなどと言われないようにしっかりと透明性を求めておきたいと思いません。自治会長や利用者だけでなく、地域の住民としっかり話し合う場を重ねていただくことを要望しておきます。別府コミセンの料金の引き下げもぜひお願いしておきます。要望とします。

質問番号2です。審議会に諮っていただけるということで進展があるのかなと思っているんですけども、自分自身の情報をどうされるかという自己情報のコントロール権ということですから、自分が対象になってるか、なっていないかも分からなければホームページを見に行くというようなこともしないわけですよ。やっぱそこは、そんなに対象者が多いわけではないですから、ちゃんと郵送して、しっかり一人一人にどうされるんですかっていうふうに聞いていただきたいと思いません。住民基本台帳法に基づいて、まずは自衛隊だけ特別扱いしないで名簿提供をやめることがそもそも大事だと私たちは思っています。今、自衛隊は紛争地への派遣も行われ、戦争に巻き込まれる危険もあります。若者を戦場に送らないためにも住民基本台帳法のとおり、名簿提供はやめていただきたいと思いません。要望としておきます。

個人番号交付事業です。無理やりに取得させるということはないというお答えでした。ぜひお願いしたいと思いません。また、

マイナンバーカードを示さなくても様々な手続はできるということも親切に対応していただいて、市民の方に伝えていただきたいと思いますので、よろしく願います。要望とします。

斎場についてです。車を降りて中に入るというだけではなくて、やっぱりお見送りにきてはる人もいらっしゃるんです。そうすると長いこと傘を差して雨の中でじっと待っているっていうこともあります。ぜひ何か工夫をしていただいて、雨宿りができるような場所を考えていただきたいと思いますので、これも要望としておきます。

続いて、質問番号6番。PFOAの問題です。国際がん研究機関のグループ分けのことについてお話をいただいて、一番言っていたきたいところを言っていたきました。このグループの評価というのは疫学調査の量の大きさで評価をいたします。グループ1、発がん性があるというものがありますけれども、ここにアルコール飲料が入っております。これは長い間がんと関連が研究されて疫学調査の多さから導き出されたものです。PFOAは研究されてからまだ時間が余りたっておりません。20年余りということ。疫学研究が少ないのに発がん性が疑われているということで、これは非常に疑いが強いということなんです。わらびや漬物と並べられています。これは何でかという、わらびや漬物とのがんの関連性の疫学調査はもうほとんど行われていないということなんです。すなわち国際がん研究機関の評価は発がん性の強さに使うものではありません。これは常識であり、間違った使い方をしてしまって、それをただグループ2Bです、そんなに高くないんですよ、みたいなふうに市民が受け止めるようなそういう発表

の仕方はやめてほしいということ。釘を刺しておきたいと思います。おっしゃったように、農林水産省のホームページにもこの分類は発がん性の根拠の強さを示すものであり、物質の発がん性の強さ。曝露量に基づくリスクの大きさ。こういうものを示すものではありませんということが書かれておりますので、そこのところはしっかりと周知を図っていただきたいと思っています。がんのことと、低出生体重児のこととでございます。私たちは低出生体重児が摂津市で高いと書いてあるって言いましてけれども、いろんな影響があるわけですよ。PFOAのせいで赤ちゃんの体重が少なく生まれてくるんだって言うことは言っておりません。分からないですから。これはやっぱりきちんとした調査、これがないといえないですよ。さっきからいろいろ紹介している各国の調査は大変な数の疫学調査を行っています。何万人という疫学調査。その中で出てきている数字なんです。摂津市の低出生体重児の子が多いとかね。がんも多いとか少ないとかいう話をしてもこれがPFOAの影響なのか、そうではないのかと聞いても、今は分からないとしか言えない。これが摂津市の回答だし、そこに不安を皆さんは感じてるんだから、この不安をやっぱり国に対して大阪府に対してちゃんとした調査をしてほしいと要望すべきです。市民の健康を守る、不安を解消する、そのためにはそういう調査を求めるといふ行為が必要なんじゃないかと思っています。アメリカやイギリス、ヨーロッパ、いろいろ紹介しましたけれども、こういう成果に基づき、発がん性の指摘を行うっていうのはこれは世界の常識となっております。農作物が売れない、風評被害対策を行ってほしい。こういう市民の要

望に対して科学的な調査をして解消していく。これが必要であると思っております。国際的評価はない、知見もまだない、がんの罹患率や低出生体重児、これは摂津市は特段異常はないというような情報を市が発信するというようなことは、これは後々禍根を残すことになると思いますので、ぜひこの問題についてしっかりと考えていただきたいと、指摘をしておきたいと思っております。もう一つ、生活環境部に要望書が出ていると思います。この内容について、教えていただきたい。また、対応をどうされたのかということについても教えていただきたいと思っております。

質問番号7番。温暖化対策事業です。これについては、これからのことですということですが、脱炭素の協定を考えていないと一言でおっしゃらないで、これから先の計画ですので、しっかりとそれも考えていっていただきたいと要望にしておきます。独自の補助制度もこれからということですが、これは非常にいいことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。両方とも要望です。

質問番号8番。ごみ収集処理です。溶融炉の話が出ました。地球温暖化防止の取り組みの観点からも考えないといけないってさっきも言いましたけれども、これまで政府は焼却処理を前提にごみ処理施設の広域化、大型化を推進してきました。しかし大量のCO₂排出を伴うこうしたやり方は脱炭素社会の実現と方向性が矛盾すると思っております。茨木市などは高温溶融炉ですけれども、炉の更新時にも多額の費用負担が発生していくことにこれからなっていくと思っております。脱炭素社会を目指す視点で今後の方向性について茨木市としっかりと協議をしていっていただくことを要

望しておきます。

質問番号9番。農業委員会の運営事業です。鳥飼なすをしっかりと栽培をして市場にも出していただきたいと思うんです。その地域が鳥飼西と鳥飼八町と鳥飼上だというようなお話でございました。これが風評被害を受けるのではないかとというご心配もきっとあるんじゃないかと思っておりますけれども、福島県の農業者の方にお話を聞く機会がありました。原発事故後、福島の米というだけでお米が売れなくなった。風評被害なくすためにそれまで抜き取り式だったお米の放射能検査を全品対象にやることにした。全ての放射能の値を調べて出荷販売したところ信頼して買ってもらえるようになったということです。こういうふうには、事実を明らかにするというのが風評被害をなくす本来の対策のはずです。農作物の土壌の調査を行うべきです。できないというなら、まずは水の検査を行って値をはっきりさせるところからするべきではないでしょうか。国の調査で鳥飼本町は、地下水のPFOA濃度が1リットルあたり25ナノグラムであることが分かっております。50ナノグラムが暫定目標値ですから、それよりも低いんだよということが分かっております。ダイキン工業淀川製作所から見て、より遠いところは恐らく値が低いだろうと思われま。近いところは値を調べてはっきりさせていくことが必要です。地下水や水路で高濃度の値が出たら土壌や農作物自体のPFOA濃度を調べるしかありません。農作物自体で高濃度のPFOAが検出されたのを黙って売るといったことはなかなかできないことではないかと思っております。もし高濃度の汚染があっても大丈夫というなら味生小学校や別府小学校で稲刈り体験をしたお

米を子どもたちに食べさせることもできるはずですが、しかし、市はそれをできずにお米は今も小学校においてあります。高濃度の農作物を食べても大丈夫という根拠はありません。水は飲んだら危ないけれども、野菜で食べたら大丈夫。こんな研究はどこにもありません。高濃度の農作物で販売ができない。こういう被害が出たとしたらこれは発元であるダイキン工業淀川製作所に責任をとってもらわなければならないのではないのでしょうか。市民の要望書をもって、ダイキン工業淀川製作所に行き必要であれば、市が話をしなければならないのではないかと思います。国際的にも発がん性や低出生体重児、低出生体重児、その他様々な健康被害について明らかになってきているPFOAについて、摂津市ではがんや低出生体重児の割合は特別高い値ではないなどといった、健康被害がないかのような情報を流すことは不誠実な対応であり、後々大変な問題になると思います。どうお考えか、副市長にお尋ねしたいと思います。

質問番号11番です。中小企業金融対策事業。また融資制度なので必要とされるときは増額していただきますように要望としておきます。

質問番号12番。創業支援です。このコロナ禍、まだなかなか先が見通せませんのでこれもぜひ本気の支援をお願いしたいと思います。要望としておきます。

立地促進です。消費税増税や新型コロナの影響に苦しむ中小業者を救う施策を求めておきます。健都誘致の内容とは異なる吹田市との給食センター。これは産業振興課からもぜひやめるように言うていただくことを求めておきます。

以上で、3回目の質問を終わります。

○香川良平委員長 暫時休憩いたします。

(午後3時10分 休憩)

(午後3時31分 再開)

○香川良平委員長 それでは、再開いたします。

答弁を求めます。

山本課長。

○山本環境政策課長 PFOAに関しての要望書のお問いにご答弁申し上げます。

我々のほうにいただいている要望書につきましては、要望内容でございますが、9名の方々に対して血液検査をされ、検査の実数を記載されておられます。その中でご要望といたしますか、摂津市に対して安全余地の原則から大阪府、国への積極的な行動及び計画的な対応策を講じていただき、自慢のできる豊かなまちづくりを共に構築できればと願っていますと結んでおられますので、この内容が要望の内容であるということで理解をいたしております。預かりまして対応については検討中で、まだ要望者に対して見解についてのお答えはできてないというような状況でございます。大阪府が国のほうに、地域における農作物の摂取等、人への影響について明らかにし、その結果を踏まえ土壌水質及び農作物等に係る汚染状況の評価やその対応に関する指針等を示されることを要望しております。この内容を改めてご説明をしながら対応していく予定ではございますが、これから内部で検討し、回答していきたいと思っております。以上です。

○山本環境政策課長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは私のほうから答弁させていただきます。

PFOAにつきましては、いろいろとご指摘、それからご議論をいただいております。この問題につきましては、国会等でそ

れぞれ議論されておることは承知しております。国においては、やはり知見の早期の収集、それからその対策について早期にお示しを願いたいというふうに我々は思っております。それと、昨年12月1日にPFOAに関する検証及び対策について、大阪府を通じ、国に対して確認の依頼をしたところでございます。その回答が令和4年1月14日付で大阪府から本市に寄せられております。これによりますと、身体への発がん性及び低出生体重児への影響に関する検証では、国際がん研究機構でグループ2Bに分類しているが、知見が十分とは言えない。またデータが不十分であり、国際的にも主要な評価機関による評価がなされていない。各国各機関では毒性評価の値は相当なばらつきがみられ、現時点で環境基準等の毒性学的に確定した数値の設定は困難な状況。引き続き、科学的知見の集積に努めるとされております。

次に、土壌の分析方法について、あるいは目標値についても触れられております。国においては令和3年度から3年計画で土壌中の調査、分析方法、除去利率の対策方法の検討と技術開発の実施を目指しております。また、基準設定につきましては、水質環境基準の見直し動向を踏まえて検討していくということでございます。また、血液、農作物に関する分析方法、あるいは目標数値等では血液中の化学物質の濃度の目標値は定められていないということでございます。農産物についても現時点では国際的に標準化された分析方法はないとのことであります。現時点では、知見の集積、対策の検討段階と思われま。一方、企業活動が大規模になりますと、それぞれのいろんな廃棄物が工場やあるいは事務所から排出されるようになります。このこ

とによって、環境に変化が生じてまいります。法規制があるからというのではなく、やはり企業におきましては、社会の位置、あるいは企業市民として社会的責任を負っていると私どもは考えてます。そのためにはやはり企業は懸念されております水質汚染につきましては、原因者責任として怠ることなく対策をとっていただくことが重要でありまして、このことはやはり企業側におかれましては十分認識されて取り組みがなされているということでございます。先の企業の取り組みの方針といたしまして、企業の敷地の全周を地下10メートルの遮水壁で囲い込む対策が効果的と判断され、令和4年度内着工目標として取り組まれております。このように当該企業としては、法規制の有無に関わらず取り得る限りの対策に着手されており、その効果が早期にあらわれることを私どもは期待しております。我々といたしましては、法的規制のない中で企業に対して強制力はないものの、やはり環境改善のため、大阪府、企業、摂津市と構成します対策連絡会議で問題解決策を追求し、企業に対して強く働きかけ、背中を押しながら市民の安全・安心のために課題解決に取り組んでいきたいと思っております。

○香川良平委員長 増永委員。

○増永和起委員 まず市民から出されている要望書の件です。血液検査もされて、非常に高濃度の結果で、その方からの要望書です。この方は要望書に題名をつけておられるんですね。そこを読み飛ばしてはったと思うんですけれども、農地有機フッ素化合物PFOAによる土壌汚染調査についてという要望書です。頑張ってくださいというようなことだけを言うてはったように思いますが、その土壌汚染のことを

ちゃんと調べてほしいという要望書やっ
ていうことをまず指摘しておきたいと思
います。この異常に高い濃度が血液から検
出されているという方の要望書に対して、
摂津市のがんの罹患率はほかと比べて特
段高くないんです、みたいなことを言っ
てしまえるもんなんですか。本当に切実な思
いで、しかも自分のことだけじゃなくて、
小学校の子どもたちの農業体験学習農地、
学童農園、そういうことについても心をは
せてこの要望書を書かれておられます。や
はり真摯に受け止めて、国も研究してい
るところまでは言うてるわけですから、
本当に市長にも何回も言ってもらって、
土壌汚染どうすんねんと、ちゃんとやっ
てくれということを強く強く言っていただ
きたいと思っております。必要なところを
読み飛ばしたり、本来せなあかんこととか
そういうことについて注意を払わなかつ
たり、先ほどから何回も言ってますけれ
ども、きちっと正確な情報を発信しなけれ
ばいけないのに、がんと言うたらがん全体
のことを言うなど、そういうやり方をする
のっていうのが非常に不正確で、そして不誠
実だと思います。これは不作為につながる
恐れがあると思います。私も保健福祉課の
ほうにどんな資料を出したんですかって
聞いたら、がんの罹患歴の資料ですって
いうことで大阪府のホームページの資料を
持ってきてくれはったんですけど、いや
いやPFOAはがん全般じゃなくて精巣が
んとか腎がんとか、こういうとこなんです
よって言ったら、ああそうなんですかって
いうことで、全く知識のない中でただがん
の罹患率を調べてもってきましたって
いう感じだったんですよ。お互いがそんな
ことで、頼まれたから調べてきただけ
ですみたいに答えられたら、一体どこに相談して

いったらいいのかということになって
しまいますし、しかもそれを風評被害対策
としてこれから情報発信をしようとい
うようなことまでおっしゃられてるわけ
ですから、本当にしっかりと情報発信とい
うんだったら、その正確さということ
をまずはきちっとやっていただかない
と思います。奥村副市長のほうから企
業に対しても社会的責任をきちんと求
めていくんだという力強いお答えを
いただきました。しかし、ダイキン工業
淀川製作所と大阪府と摂津市の三者の
懇談、21回の分を見せていただきます
と、奥村副市長がおっしゃった遮水壁
ですね。これをやりますと言うては
るんですよ。そしたら大阪府が
この遮水壁をすることによって、
今までの地下水のくみ上げは敷地
外の水も呼び込むことにつなが
っていたかもしれないけれども、
遮水壁ができればその外側の
水を呼び込めないんじゃないか
っていうことをダイキン工業淀川
製作所に聞いてるんですね。ダイ
キン工業淀川製作所はいやそんな
ことを言われても、まずは敷地
内が先ですというふうな答えなん
ですよ。じゃあその外側はどう
するのかっていうたら、いやそれ
は法的に何も決まってません
からって答えてるんです。大阪
府がさすがにもう既に高い値が
外側で検出されていますから
って言うてるんですけども、
リスクコミュニケーションの観
点からちゃんと住民と話し合
ってほしいと大阪府は言うてる
んだけど、ダイキン工業淀川製
作所は、そう言われてもまだ
まだいろいろと解明されてない
こともあるなどと言って、しっ
かり向き合っていないんです。
そういうやりとりが出てくるん
です。その間、摂津市の言葉は
何もありません。何でここにお
るのって私は本当に言いたくな
りました。

市民の立場でここで言わなあかんやないのと。私は、山本課長からいただきましたんで、手元にもってはおすんで、しっかり会議録を読んで今、副市長がおっしゃったこと、ぜひともダイキン工業淀川製作所にしっかりとっていただきたい。でないとなつ津市はもし今後、損害賠償みたいなことが起きてきたときに市の不作為ってことで、訴えられる対象にだつたりかねませんよ。水俣病とPFOAの問題。行政の不作為ということが水俣病で非常に問題になりました。今もいろいろと裁判はまだ続いておりますけれども、その水俣病のことについて、法政大学の環境社会学の教授の船橋晴俊氏が文書を出しておられます。対処の誤りを生んだ一つの要因はどのようであったのか。個人主体における適格な資質、能力、知的洞察力、感受性、意思の不足、欠如が1番。2番は適正な対処原則よりミクロ的利害関心が優先される。その結果不作為の役割効果による行政組織全体の麻痺が生じた。食品衛生法適用問題では、熊本県首脳部の利害関心はチッソとの対立関係を回避すること。厚生省の利害関心と戦略は補償問題を回避したい。1番で問題の深刻さと書いてます。その意味についての知的洞察力と感受性の不足、正しく解決しようという意志力の不足。魚介類の全てが有毒化しているという明らかな根拠が認められないということで、食品衛生法の適用を回避したが、それは補償問題による紛争化、重荷を回避したい、漁業禁止はしたくない、漁獲自粛にしておこうという動機が働いている。もしこの漁獲禁止は魚種ごとにすべきであると本当に考えているのなら、魚種ごとの有毒性調査をすればいい。しかしそれはしていない。熊本県庁はチッソに対して毅然たる態度

をとらなかつた。当時の寺本知事は回想録、ある官僚の生涯の中で内心では原因はチッソだと考えていたことを記している。しかし、工場排水調査や工場に対する要求をしていない。こういうことを指摘されておられます。これからPFOAの問題は国際的にもますます規制もつくられWHOのガイドラインに入ってくると思います。そういう中で、津市が市民の命と健康を守る、不安を解消する。そのためにどういう態度をとっていくのかということについて、本気で取り組んでいただくことを要望して私の質問を終わります。

○香川良平委員長 ほかにございますか。森西委員。

○森西正委員 それでは、質問させていただきます。

歳入については、予算書で歳出は予算概要で進めさせてもらいますので、まずは予算書の33ページの斎場使用料。1,708万2,000円ですね。これは光好委員も質問されて、市民が1万5,000円。市外が4万5,000円の使用料。件数は市民が689件と市外の方は233件ということであつたと思いますけれども、他市は金額的にどうなつてるのかお教え願いたいと思います。

続いて、同じく33ページの葬儀会館の使用料、2,776万円ですけれども、令和2年度の決算では1,641万円だつたと思うんですけれども。少し乖離があるように思うんですけれども、この予算の算定と、それとその乖離をどのように見ておられるのかを説明いただきたいと思います。

墓地使用料と墓地管理料ですけども、予算で同じく1,000円、1,000円ということでありまして。令和2年度の決算で墓地の使用料が236万6,000円で、

管理料で10万円です。予算では1,000円というところの説明をお願いしたいと思います。

歳出ですけれども、予算概要の34ページです。個人番号カード交付事業ですけれども、第三者委員会で答申をいただいて、様々な改善点等の指摘を受けたと思うんですけれども、その改善を受けて、現状として、その点は改善をされているのかどうか、ご説明をいただきたいと思います。

続いて、40ページ。スポーツ推進委員活動事業ですけれども、現状を教えてくださいたいと思います。定数と現在のその人数、活動の内容等について。以前はなかなか定数に満たないというようなことがあったと思うんですけれども、教えてくださいたいと思います。

続いて、42ページ。鳥飼地域のスポーツ広場に総合体育館を建設するというような話がありましたけれども、庁内で議論をされてるのか、されてないのか、その点を教えてくださいたいと思います。

予算概要70ページ。環境測定・調査等事業で地盤沈下の測量委託料ですけれども、新幹線鳥飼基地の地盤沈下だと思えますけれども、令和3年度の数値を教えてくださいたいと思います。

同じく70ページで、温暖化対策事業で施設改修に合わせて太陽光の発電機器を設置するために実施設計をされるというところで、太陽光発電を普及をしていくために、市民への補助とかはどう考えていかれるのか、教えてくださいたいと思います。

74ページ。リサイクルプラザの整備事業ですけれども、これは茨木市との広域化によりましてリサイクルプラザ内で何か状況に変化があるのか教えてくださいたいと思います。

続いて、ごみ収集処理事業ですけれども、この中で様々な委託料を出されてると思います。可燃ごみ不燃ごみ収集運搬委託料、臨時ごみ収集運搬委託料、廃乾電池運搬処理委託料、予防接種委託料、不燃ごみ搬出処理委託料、適正処理困難物処理委託料、再生資源収集運搬委託料、食品トレイ搬出委託料、水銀使用製品廃棄物運搬処理委託料です。この中で広域化に向け令和5年度に変化していくのかというのを教えてくださいたいと思います。

続いて、同じページでし尿収集事業です。市内の中で収集されてるのが何件あって、運搬がどうなっているのか教えてくださいたいと思います。

続いて、76ページですが、ごみ処理施設維持管理事業は広域化によってどうなっていくのか、それと大阪湾フェニックスセンターのキャパを教えてくださいたいと思います。

同じく76ページです。農業費全般なんですけれども、生産緑地が解除され、開発をされていくというところがたくさん出てまして、所管は都市計画課にはなるんですけれども、農政から見て生産緑地が減っていくということの影響をどう見られているのか、農業推進という観点から、どう考えているのかを説明いただきたいと思います。同じく鳥飼なす保存奨励事業ですけれども、これから本市でもふるさと納税を実施されようとしておりますけれども、鳥飼なすをふるさと納税の返礼品にという考えなのか、ご説明をいただきたいと思います。それから米消費拡大推進事業ですけれども、今のPFOAの件で増永委員がもう質問をされてましたけれども、体験農園で収穫された米が保存とお聞きをしたんですけれども、現状どうなっているのか

と、それと今PFOAの影響もあり体験農園を令和4年度はどう進められるのか、説明をいただきたいと思います。

続いて、80ページです。中小企業育成事業で、ドローンの資格を取得させるための事業所ということなのかを教えてください。個人に対してなのか、事業者に対してなのかも合わせてお願いします。

次、82ページ。企業立地等促進事業ですけれども、摂津市が他市に比べて早くこういった事業を行ったと思います。ただ、今は近隣他市も同じように、企業立地の促進事業ということで、同じようなものをつくられてきていると思うんですけれども、その点のお考えをお聞かせいただきたいです。

それと、同じページ、スクラッチカード発行事業です。私がある店にいくと、たくさんの市民の方が利用されてて、店舗がもう大繁盛というか、もう繁盛して困っているくらいだったんですけれども、そのゴールドクーポンの考えというのをお聞かせいただきたいです。

以上です。

○香川良平委員長 それでは、答弁を求めます。

森口課長。

○森口市民課長 そうしましたら、市民課に係ります四つの質問に対して回答させていただきます。

一つ目、斎場の使用料でございます。近隣市の金額設定についてでございます。先ほども申し上げましたとおり、摂津市の料金設定は大人で市内の方1万5,000円。市外の方が4万5,000円。その差が3倍となっております。周辺自治体の料金設定については、組織によってばらつきはご

ざいますが、9自治体、1事務組合の計10組織に対して調査をしたところ大人の市内の方で最大が箕面市の2万4000円、大人の市外の方は吹田市の3万6,000円から寝屋川市及び飯森霊園組合の10万円までの間となっております。市内市外の価格差につきましては、茨木市の2倍から大阪市の6倍までの間となっております。

続きまして、二つ目。葬儀会館使用料の決算額との乖離についてでございます。令和2年度の決算額が約1,600万円に対して令和4年度の予算額が約2,700万円と、1,100万円ほどの乖離がある状況でございます。まず直近5年間の決算額、平成28年度から平成30年度までの3年間につきましては、大体2,500万円から3,000万円の間で推移をしておりました。ところが令和元年度、令和2年度につきましては、大体1,600万円から1,700万円と大きく落ちております。令和元年度については空調の修繕工事を行ったことによって、長期間葬儀会館を閉鎖していた点、令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの蔓延によって葬儀控え等があったということで金額が下がっております。令和3年度につきましてもその状況は変わりございません。令和4年度についてはコロナウイルスの状況の見通しがつきませんので、予算額につきましてはコロナ前の数値で計上させていただいております。そのために乖離が発生しているということでございます。

続きまして、三つ目。墓地使用料及び管理料。こちらにつきましても予算と決算の乖離についてでございます。令和2年度の決算額が200万円ほどあったのが、予算額では1,000円ということでございま

す。墓地使用料、管理料につきましては、新規で墓地に当選された方がお支払いされる金額になりまして、墓地の募集については空きが出た状況で募集をさせていただきますので、正直空きがなければ発生しないということになります。その年になってみないと分からないということになります。令和2年度は236万円と、大きな額があったんですが、令和2年度は募集が4件と多かったということと、その4件ともが一番面積の広い一津屋西墓地であったこと。広さによって使用料というのは変わってきますので、大きな金額での4件の募集があったために決算額が大きくなっています。そのための乖離でございます。

四つ目のご質問です。マイナンバーカード、第三者委員会の答申を踏まえての現状です。こちらにつきましては、マイナンバーカードの紛失以降取り扱いについては課内において厳格なルールを設定しております。具体的には日中の保管場所の変更、カードの取り出し職員の限定化、毎日の在庫枚数の確認、それから月1回は在庫の名前も含めての全数チェックをしております。ほかにも正職員及び会計年度任用職員との職務の割り振りの見直しや職員間コミュニケーションの充実を図っております。また第三者委員会からいただいた被害届を速やかに提出すべきという意見を踏まえて令和3年7月1日付で摂津警察署へ被害届を提出して受理していただいております。今後は警察にゆだねていきたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課にかかります2点のご質問にお答えいたします。

まず、予算概要40ページ。スポーツ推進委員活動事業についてでございます。スポーツ推進委員の現在の人数ですが、定数は34人に対し31人となっております。一時25人まで減りましたが、広報誌での新たな周知等々によりこの人数となっております。なお、31人のうち二人は今年度途中で新たに委嘱をした方々となります。あと、現在の活動内容ということで、令和3年度の活動内容といたしましては、コロナの影響で8月のニュースポーツ体験会あるいは5月の市民ハイキングが中止となりましたけれども、ニュースポーツに関する事業としてボッチャ体験会やゲートゴルフ大会など六つの大会、体験会の実施、1回の市民ハイキングの実施をいたしております。

続きまして、総合体育館の位置づけですが、平成28年度の総合体育館の基本構想、基本計画そして答申の流れはご承知のとおりだと思います。そこから、スポーツ広場の実質的な断念ということもあり、現在に至っています。現在もその総合体育館の可能性というのは探ってはおりますけれども、具体的に何か進展をしておるわけではございません。やはり建設には多額の経費が必要となります。そしてそれ相応の用地が必要であります。なかなかハードルが高いところもありますけれども、鳥飼のまちづくりに関することもあると思いますし、可能性は絶えず、探ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 質問番号7番でございます。水準測量の件でございますけれども、今年度の結果につきましては、もうしばらくお時間を頂戴したいと思います。昨年度皆様方にご提示してましますのが、3月2

6日付でご提示しておりますので、そのあたりをめぐりに現在集計を凶っているところがございますのでよろしくお願いいたします。また、集計が終わり次第、皆様方にお知らせをしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

質問番号8番の温暖化対策における施策の太陽光発電に関して、市民の方々への助成のご質問でございます。計画案にも示しております再生可能エネルギーの導入促進という項目がございます。市民の方々、事業所の方々が太陽光発電の再生エネルギーを導入するに際して、活用できる補助事業の創設に向けた情報収集、検討を行いますという文言がございます。まずは情報収集、検討ということで、事業をスタートしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、環境業務課に係ります2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、リサイクルプラザ整備事業についてでございます。広域化によりリサイクルプラザ内の変更はないのかというご質問でございます。広域処理により、おっしゃりましたとおり、敷地内の搬入通路の整備を現在進めているところでございますが、今後の予定としましては搬入路の脇に洗車スペースをつくることを予定しております。その他、広域処理開始により、分別の見直しはいたしますが、リサイクルプラザで処理をしております瓶や缶、ペットボトルなどの再生資源はこれまでどおりと考えておりますので、広域処理に伴う整備の予定はいたしておりません。しかしながら、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和3年度に成

立し、今後プラスチック製品に係る環境配慮設計や事業者による自主回収、市町村によるプラスチック一括回収、こういった環境整備が進んでくると思われますので、広域化の次の段階とは考えますが、そういったプラスチック資源の動向を見据えた中でリサイクルプラザの整備も考えていく必要があると考えております。

続きまして、ごみ収集処理事業の委託料についてのご質問でございます。茨木市と締結いたしました連携協約におきましては、役割分担としまして収集運搬は引き続き両市が担うこととしております。焼却処理は茨木市で担うこととなります。したがって、収集運搬処理事業の大半は収集運搬や茨木市で処理ができないごみ等の委託となっております。引き続き委託することとなりますが、一部不燃ごみの搬出処理に関しては、現在茨木市で処理をしておりますので、これは広域化によって茨木市に移るということで、この委託については不要と考えております。そのほかにつきましては、分別の見直しと合わせまして少し精査をしないといけない部分はあると考えております。以上でございます。

○香川良平委員長 山本課長。

○山本環境政策課長 質問番号11番。し尿処理に関するご質問でございます。まずし尿は総量でご説明いたしますと、平成30年度が、858キロリットル。令和元年度が788.5キロリットル。令和2年度が752.3キロリットルでございます。年々減少に移っているというようなことでございます。処理の方法でございますが、本市が委託しております民間の事業者が収集をして最終豊能町の処理場へ運搬をしていただき、豊能町のほうで処理をお願いをしているというような状況でございま

す。

続きまして、浄化槽汚泥でございます。この総量も平成30年度から申しますと、1956.7キロリットル。令和元年度は1753.7キロリットル。令和2年度が1726.4キロリットルでございます。その処理の量の運搬等々につきましては、本市が指定をしております許可業者がでございます。許可業者が収集し運搬をし、最終処理については茨木市の処理施設で処理をしておりますので、茨木市のほうの施設で処理をさせていただいてるというような状況でございます。以上でございます。

○香川良平委員長 三浦センター長。

○三浦環境センター長 質問番号12番。広域化後の環境センターの委託につきましてのご質問にお答えいたします。令和5年度以降もごみピット内のごみの処理が完了するまでの間、引き続き環境センターで焼却業務を継続させる必要がございます。そのため、令和5年度につきましては、一定期間ごみの焼却に必要な委託を行う必要があると考えておりますが、内容については精査して不要な委託につきましては、見直していくことになると考えております。また、大阪湾フェニックスセンターの受け入れについてでございますが、大阪湾フェニックスセンターは近畿2府4県168の市町村から発生する焼却灰などを受け入れる最終処分場でございます。現在、尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖の四つの埋め立て場がございます。それぞれの埋め立て場の既に埋め立てが済んでいる割合でございますが、令和3年3月末現在であります。泉大津沖では97.2%、神戸沖で77.9%、大阪沖で42.5%となっております。以

上でございます。

○香川良平委員長 辻局長。

○辻農業委員会事務局長 それでは、生産緑地のご質問に関しまして、ご答弁申し上げます。以前も本委員会で申し上げましたが、生産緑地は都市計画の所管になりますので、今から申し上げます数字が決して最新の数字ではないということをお含みいただきたいわけなんですけども、特定生産緑地の申請状況につきましては、前回の本委員会でもご答弁申し上げましたが、改めて直近の状況で申し上げますと、令和4年、今年2月17日現在におきまして、対象となる農地231筆のうち、特定生産緑地の申請の指定の申請済みである農地につきましては206筆に上りまして、筆数ベースで約89%もの生産緑地が特定生産緑地となる見込みでありまして、特定生産緑地の指定の申請が行われないことによる農地の激減というのは食い止めることができたと考えております。ただ、それぞれの農地の所有者が所有する農地をどのように取り扱うかにつきましては、当然ながらにして土地を所有する方の個別の判断次第であります。市街化区域内の農地が減少傾向となることは一定やむを得ないと考えております。

続きまして、鳥飼なすのふるさと納税のお話でございます。鳥飼なすがふるさと納税の返礼品になるかどうかというのは市全体の意思決定によるところになるかと思っておりますので、現段階では可能性が高いということでのお話になるのかと思うんですけれども、鳥飼なすにつきましては、摂津市の特産品としてなにわの伝統野菜にも認定されてる言わば摂津市の売りそのものであります。しかしながら、昔から幻の鳥飼なすなどと言われておりますよ

うに生産量の確保が非常に難しく、まだまだ市場に広く出回るだけの生産量には遠く及ばないのが現状でございます。そして、なすそのものは夏野菜という性質もございまして、収穫時期が夏に限られるといったこと。さらには返礼品として提供するのならば、どのようにして今以上にさらにまとまった数量の鳥飼なすをどこから調達するのかという大きな課題があると考えております。

それから、学童の田植え・稲刈り体験のお米のお話であります。こちらにつきましては、食育の観点から授業のカリキュラムとして各小学校で行っておることですので、その納められたお米そのものが学校でどのように使われてるかにつきましては、学校の裁量に委ねるところでございます。ですので、そのお米がどのように現在取り扱われるかにつきましては、こちらのほうで承知しておりません。

それと令和4年度の予定につきましては、市内の全小学校におきまして従来と同じ内容での授業実施を現在予定しております。以上です。

○香川良平委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、産業振興課に係ります3点のご質問について、お答えさせていただきます。

予算概要80ページ。中小企業育成事業でございますが、その中の一つの新たなメニューとして今回新たにドローンの資格、操縦資格の取得というものをつくらせていただきました。この事業は市内中小企業者が企業価値や資質の向上を目指して積極的に能力開発や商品券、販売開拓などに取り組むために参加した指定の研修や展示会、商談会などに要した費用の一部を補助する事業でございます、今回補助対象

を市内事業者で商工会が主催する市内のドローン操縦資格講座を受講した事業者、受講費用の2分の1で上限5万円としておる状況でございます。委員のご質問になる個人でということは対象になっておりません。

続きまして、予算概要82ページの企業立地等促進事業で、他市と比べて本市の状況は他市が追いついてきているのではないかと、どう考えてるのかというご質問でございます。北摂のほとんどの市町がこの企業立地等促進事業を実施しております。しかしながら、本市と比較しまして、メニューが多い市もございしますが、適用市域が狭い場合、やはり準工地域や工業地域などが狭い市は適用範囲を狭めてるといふ市もございします。また、上限金額が本市ほどではない市もございしますし、適用面積が、500平米など比較的高い市もございします。必ずしも本市と同じ形というわけではございません。ただ、近隣市が上限金額を同じに合わせてきておりますので、なかなか選ばれるためには何か今後は工夫があるのではないかと思っております。ただ、本市、準工地域とか工業地域で比較的広い市域を適用範囲にしておりましたり、適用面積を非常に下げさせていただいたりとしておりますので、比較的多くの事業者が対象になってくるのではないかと考えておりますが、この近隣各市の制度、工夫しておる市も出てきておりますので、しっかりと研究して特徴をつかんで出していける場合はどうするのかということも検討していけたらと思っております。

続きまして、この2月で終了しましたゴールドステッカーの認証店舗のクーポン事業についてでございますが、今ちょうど

換金を行っておる状況でございます、比較的、2月末に駆け込みで利用があったというのは多くの店舗から聞いておる状況でございます。ただ、この事業は1月の後半からまん延防止等の重点措置が出てきて、時短などをされた店舗が比較のおられるというようなこともございまして、店舗によって利用のばらつきがあるというのが現状でございます。ただ、店舗の方からのお話を聞いていると、このクーポン券を利用して新規の方のお客様が非常に来られることが多かったということで、喜んでおられました。特にこの1年ぐらいで開店された飲食店なんかは新しい方が来られたということでの売り上げなんかもあったのではないかと考えておる状況でございます。この事業は、今回初めてさせていただいた状況でございます。いい点なり特徴なりをしっかりと把握して今後の商業支援施策に生かしていけたらと考えておる状況でございます。

以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今の斎場の使用料の件ですけれども、摂津市で設定してる市外の方の金額よりも他市で市内在住者の方に設定してる金額の方が高いので、それやったら摂津市で行った方が安くなるというようなそんな設定金額もあるんですね。やはり当然市民の方が優先で、当たり前利用できることが当然だと思いますので、市外の方が先に予約なりをされて市内の方が予約できないことがないように、金額の設定を市内の方と市外の方とではやはり差をもっとつけていくとか、今後研究をしていただいとしますので、どうお考えなのか、お聞か

せいただきたいと思います。

葬儀会館ですけれども、研究されて、家族葬ができるような形でパーティションなどの工夫もされておりますけれども、今後さらに利用増を図っていくためにどうお考えをもたれてるのかお聞かせをいただきたいと思います。

墓地の件ですけれども、今の社会的に墓じまいなどもございますが、摂津市の状況をお聞かせをいただきたいと思います。

それと、個人番号の件ですけれども、第三者委員会で答申が出されて、どうやって実行していくか、改善していくかというところでありますから、それは今後も見続けていきたいと思っておりますので、働きやすい職場を管理職としてつくっていただきますように、これは市民課だけではないと思っておりますので、全課がそうだと思いますので、働きやすい職場づくりに努めていただきますようによろしくお願いします。これは要望とします。

スポーツ推進委員の件は分かりました。一時は少し人数が少なくなってきて、危惧をしてたんですけれども、努力をしていただいて、また新たな方が、新たな方をこの人いいですよというような声も出てくるかも分かりませんので、その点はよろしくお聞かせしたいと思います。これは要望とします。

体育施設の件ですけれども、総合体育館の件は分かりました。現状はそういうことだということですね。そしたら、淀川の河川敷公園は淀川河川事務所との間でどういう話になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

環境測定の調査の件は分かりました。また教えていただきたいと思います。温暖化対策事業の件も分かりました。情報収集を

していただいた中で、市民にとってより良い方策を考えていただきますようによりしくお願いします。

リサイクルプラザの件も分かりました。ごみ収集の件は、内容について分かりました。

今、太陽光発電のパネルのごみがこれから大量に出てくるだろうということで、問題になってきてますけれども、本市としては現状としてどう考えておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

し尿の件も分かりました。結構です。

ごみ処理施設の維持管理の件も分かりました。環境センターも大阪湾フェニックスセンターの件も分かりました。

生産緑地の件も分かりました。

鳥飼なすのふるさと納税の件です。鳥飼なすの栽培が難しいというのはもう以前から分かってますので、よく分かりました。視点を変えて農業ではなくて産業で、摂津優品（せつつすぐれもん）をふるさと納税の返礼品にする考えってというのはどうなのかお聞かせいただきたいと思います。

次は米の消費拡大の推進事業も分かりました。先ほど増永委員も質問されてますけれども、地元の方もPFOAということで不安に思っておられる方もおられますので、真摯に地域の声にも耳を傾けていただいて、よろしくをお願いします。

ドローンの件も分かりました。

それと企業立地等促進事業ですけれども、この点は増永委員も以前からおっしゃってますけれども、摂津市はやはり中小企業の事業者が多いまちですから、大企業も中小企業の方も活用できて利用できるというような両方が利用できるというような制度も考えていただいて、まずは摂津市におられる事業所は摂津市から出ていかな

いこと。さらに摂津市外の事業所は摂津市の中で事業をしていただくというようなことを考えていかなあかんと思います。要望とします。

ゴールドクーポンの件ですが、平素から市内の事業所、商店の方が利用できる形を考えていただけたらと思いますので、この点も要望とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森口課長。

○森口市民課長 そうしましたら市民課にかかります三つの質問にお答えさせていただきます。

まず一つ目、斎場の利用料金の改定の件でございます。この件は市外の方の火葬がふえることで、市内の方の火葬に影響を与えていないか、市内の方の予約がとりづらくなっていないかとかいうところが論点になると感じております。摂津市の市外の方の料金は先ほど申しあげました4万5,000円になるんですが、これは近隣10組織と比較しても決して安価というわけではなくて、中間層に位置しております。料金改定をすることによって、一定効果はあると思いますが、例え金額をあげたとしても利用される方は利用されると思います。一番効果的な方法は何かというところですが、例えば今摂津市斎場は1日5枠あるんですが、そのうちの幾つかの枠を市内の方専用時間帯として設けることも市内の方が利用しやすくなる、予約がとりやすくなる糸口になるのではないかと考えております。いろんな手法があるとは思いますが、どのような手法が一番効果的なのかも含めて他市の取り組みも参考にしながら今後も研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目の葬儀会館の利用者増に対する考え方でございます。令和2年度にパーティションを購入して一定利用もふえていると考えておりますが、今後につきましては、光好委員からもお話がありました。また、バリアフリー化を進めていくことと、毎回利用者の方にはアンケートをとっております。そのアンケートの中でいろいろと要望等も上がってきております。その内容を精査しながらニーズをとらえて、工夫をしながら今後も利用者増に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、三つ目の墓地に関する事です。ニーズであったり墓じまいであったりというところがございますが、近年の少子高齢化や単身世帯の増加、それから社会情勢の変化などを背景にして墓地においても多様なニーズがあると認識をしております。実際に墓地の移転や墓じまいに必要な改装許可申請も一定数上がってきておりますが、こちらについては年々ふえている状況ではございません。複数のお骨を合同で埋葬する合同式墓地等いろいろな方法があると思っておりますが、近隣市の取り組みなども踏まえて情報収集を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課に係りますご質問にお答えいたします。淀川河川事務所とのやりとりですが、淀川河川事務所には、公園整備計画というものがございます。淀川河川公園中流岸地域協議会もございますので、注視していきたいと思っております。あと、その淀川河川施設の利用につきましては、市として優先的に淀川河川事務所に利用依頼をしております。ちなみに、令和2年度

におきましては、軟式野球が8件、サッカーが3件の計11件。令和3年度は軟式野球が9件、ソフトボールが4件、サッカーが2件の合わせて15件という実績となっております。以上でございます。

○香川良平委員長 安田部参事。

○安田生活環境部参事 それでは、太陽光発電ごみについての考えのお問いについて、ご答弁させていただきます。

太陽光発電設備の普及により、将来廃棄物もふえてくることも想定されております。基本的には業者による解体撤去となりますので、市の担う一般廃棄物ではなく、産業廃棄物となってまいります。国におきましてもガイドラインを作成し、リサイクルや最終処分について、メーカー、所有者、解体事業者、廃棄物処理業者の役割を定めているところでございます。以上でございます。

○香川良平委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは産業振興課に係りますご質問について、お答えさせていただきます。

摂津優品（せつすぐれもん）をふるさと納税の返礼品にする考え方でございますが、ふるさと納税の返礼品となることで、摂津ブランドの認定制度に認定された商品を全国にPRできる機会であるというふうに考えておりますので、事業者に積極的に返礼品として登録するように促してまいりたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 そしたら斎場の件ですが、屋上工事をすると使用できないことがあるかも分からないということでありましたけれども、その際は例えば摂津市の方が市外の施設を使った場合には市外の料金

になると思いますが、市の都合で工事を
するから、補助金を出していくという
ことを考えておられるのか、まあ、
屋上工事のときに太陽光発電を設
置するというような考えはあるのか、
その点をお聞かせいただきたいと思
います。それと、根本的な躯体自身
の耐用年数っていうのはまだ大丈夫
なのか、建て替えとかっていうこと
も考えていかなあかんのかというこ
ろですけれども、その点はどうか。
もし仮に建て替えようということ
であったら、そんなにすぐに建て替
えっていうことにはいかないわけ
ですから、長期の計画を立て、地元
とか、調整っていうのも必要になっ
てこようかと思しますので、そうい
う議論になってはいないのか。それ
と墓地の件に関しては分かりまし
た。

淀川河川敷の件も分かりましたので、
また連絡を密にしながら協議をお願
いしたいと思います。

ふるさと納税についてですが、まだ
摂津市の中でも世間に知られていな
くても優れた製品もあるかも分か
りませんので、その点はまたよろし
くお願いしたいと思います。

それと、ごみ収集の件ですね。太陽
光の発電のごみの件は分かりまし
た。ごみの分別のガイドブックを
配付されるということで、そこには
極力多くの内容がその中に盛り込
めるような形とし、検討をお願い
したいと思います。

以上です。

○香川良平委員長 答弁を求めます。

森口課長。

○森口市民課長 市民課に係ります
ご質問にお答えいたします。

まず齋場が修繕工事の際に停止し
ないといけなくなったときに市内の
利用者の

方が市外の齋場を使ったときにその
料金はどうかというところでござ
います。齋場は今から10年前、平
成23年度に大規模改修、炉の全
面入れ替えというのをやっております
、そのときに長期間齋場の使用を
停止したということがございます。
その際にどのような対応をしたか
を確認いたしまして、それに準じ
た対応になると考えております。
ただ、委員がご指摘のように市の
都合ですから市外にいったからと
いって市外料金でよろしいのかと
いうところについてもじっくりと調
べていきたいと思っております。

齋場、それから葬儀会館の屋上防
水の太陽光パネルの件でございま
すが、齋場は、斜めの屋根と、平
面の屋根の二つが合わさった形に
なっていますが、傾斜の屋根には
太陽光パネルが設置できないとい
うことになります。平面の屋根に
も採光用の天窗がついており、そ
こには置けませんので、ほぼほ
ぼスペースがないということにな
ります。そのため、太陽光パネル
については設置をしないというこ
とになります。葬儀会館は3階
の屋上と4階の屋上と2か所
ございますが、3階の屋上につ
いては周りの壁が高くて太陽光
パネルを設置するには冬至の日、
太陽が当たるところじゃないと
置けないというルールがございま
して、それを考えると3階の屋
上には置けないということにな
ります。4階の屋上は壁が低い
ので設置は可能なんですけど、
実際に業者に見てもらったところ
パネルは十数枚しか置けないとい
うことが分かりまして、十数枚
でどれだけの量の発電が可能か
というところを算出しましたところ
、葬儀会館で実際に利用する年
間利用量の1週間分ということ
でした。そのため、費用対効果
を考えると太陽光パネルを設置し
な

い方向になっております。斎場の躯体の耐用年数につきましては、2029年までの50年となります。以上でございます。

○香川良平委員長 森西委員。

○森西正委員 理解しました。

○香川良平委員長 本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後4時55分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 香 川 良 平

民生常任委員 水 谷 毅